

此書冊ハ印刷年月モ印刷出版人
名モ記載無之徳川政府ニテ其
當時印刷シタルモノナルベシ然ラサ
レバ出版不自由ノ當時民間ニ於テ
政府役人名等知ル難カラシキ
明治初年頃於
東京永之
殿圖書

41-7116

亞墨利加合衆國伯理璽天德グレンデントゼームス
ブカナン此書を見らば諸人ニ祝す
る趣モ合衆國と帝國日本との懇親交
易の條約を右雙方の全權を以て千八
百五十八年第七月二十九日江戸ニ於
て取結び是ニ畫押せらるり此條約を
英吉利荷蘭日本語ニテ書キ語ク相連
る左の如し



睦保民回覧書

日本大君殿下亞墨利加合衆國の伯理
璽天德今幸は兩國の間は存せし平和
懇親の交際を堅固永久ならしめん事
を欲し且兩國の産業高賣を勧め之を
便宜より之を整理して以て兩國士民
の利用を保固ならしめん事を欲して
懇親及び交易の條約を結んと決し之
が為は各其全權を命ぜり即日本大君
殿下を井上信濃守岩瀬肥後守台下を
命し合衆國の伯理璽天德を亞墨利加
合衆國の日本コンシルゼントラールト
ウンセントハルリス台下を命ぜり此

合衆國

二

人々互に雙方の全權を示し善當ふり
として次の條々を會同商定せり

第一條

自今以後日本大君殿下及び其世嗣亞
墨利加合衆國永久に和平懇親ふるべ
し
合衆國の伯理璽天徳を江戸に居住の
辯理公使一員並に此條約に由て亞墨
利加交易の爲に開きよる日本の數港
或は諸港に居住のコンシル或はコン
シル代辯を任ず可し合衆國の辯理公
使並にコンシルゼテラールを其職務

を取行ふ日より故障なく日本國の各
部内を旅行する事當然なるべし

日本政府を華盛頓居住の辯理公使並
に合衆國の數港或は諸港のコンシル
或はコンシル代辯を任ずべし日本の
辯理公使及びコンシルゼテラールを
其他到着の日より故障なく合衆國の
部内を旅行すべし

第二條

日本政府と歐羅巴某國との間より不和
の事起らむ合衆國の伯理璽天徳日本
政府の囑に應じ懇切の間介とかりて

之を調處すべし

合衆國の軍艦日本の船と大洋中と相
逢ふ時も偏頗を陷る事なく成丈親切
に救援す可し總て日本船の到れる港
に居住せる亞墨利加コンシルを其居
住せる國々の法度を踰へざる丈を其
船に親切の補助を為すべし

第三條

下田箱館の二港の上は左の港及び市
中を加へ其下より附記せる月日よ
り之を開くべし即神奈川を千八百五
十九年第七月四日(一八五九)ユーレイ

四

長崎を千八百五十九年第七月四日(一

八五九)ユーレイ四

新瀉を千八百六十年第一月一日(一八

六零)ヤミアレイ二

兵庫を千八百六十三年第一月一日(一

八六三)ヤミアレイ二

若し新瀉を不都合ある港かりとせむ

其代りとして兩國政府より日本

等を除き大地の西濱に於て他の一港

を選ぶべし

亞墨利加人の居住並に高賣の地とす

下田港を神奈川を開く後六箇月開
づべし

前の諸港市中は亞墨利加人永住する
事を得又地を賃し其地は在る建物を
買ふ事當然なるべし且住宅及び倉庫
を建する事を得べし然れ共住宅及び倉
庫を建するに託して絶て堡砦或は兵備
の場所を建つ可らず此箇條を守らる
は或は造營し或は變更し或は修復せ
る建物を日本上官時々見分する事當
然なるべし

亞墨利加人の建物の為は得べき地所

並は港の規則を各地の上官並は亞墨
利加コンシール之を定むべし若其議合
せざるとき其事を日本政府及び亞墨
利加の辨理公使に達して其處置に任
すべし

亞墨利加人在住せる場所の周圍は日
本人より絶て牆屏或は門戸を建つべ
からず又其場所は自由は出入する事
の妨とふるべきを為さるべし

千八百六十二年第一月一日(一八六二
ヤニアレイニ)より江戸は千八百六十
三年第一月一日(一八六三ヤニアレイ

一より大坂と交易を為すためのみ
亞墨利加人居住する事を得べし
此兩府内に於て亞墨利加人家を賃
得べき相當の一地並に行歩するを得
べき距離を日本政府と亞墨利加辦理
公使之を定むべし
亞墨利加人日本人互に其所持の賣品
を賣買し並に其價を償ひ請取する事
於て日本役人の立會ふく自在に之を
行ふ可し貴賤の差別なく總て日本人
を亞墨利加人より賣りたる品を賣買
し所持し又も自用と為すを得べし

此條約保証の取替濟みとらむ即時に
日本政府右の節目を國中各部に布告
すべし
軍用の品を唯日本政府と外國人のみ
に賣るべし
米或も小麥を日本より積荷として絶
て輸出すべからず然れ共總て日本に
在任せる亞墨利加人及び亞墨利加船
の乗組人並に旅客の爲にも十分の貯
を送るべし
産する所の銅要用外の分を日本政府
より公の入れにて時々之を賣るべし

日本に在任せる亞墨利加人日本人を
召仕とし或も他事を使役するに當然
あるべし

第四條

總て陸揚したる貨物并に總て日本に
産し積荷として輸出する品をも此條
約に添たる運上目錄の通日本政府へ
運上を拂ふべし

日本の運上役人荷主より附たる品物
の價を不満と思ふ時も運上役人は是
の價を附け其價附に従て其品物を買取
る事を談すべし荷主其談しを取用ふ

るを拒む時も荷主其價附の通り運
上を拂ふべし若し其談しを承引する
時も其買入代料を遲滞なく且少しも
減少する事なく拂ふべし

合衆國海軍用意の品を運上を拂ふと
なく神奈川箱館長崎に陸揚し亞墨利
加政府役人の儘に預れる倉庫中に納
め得べし然れ共此の如き用意の品を
日本に於て賣拂ふ時を買主より規定
の運上を日本上官に拂ふべし

阿片の輸入を禁止し若し若高賣の為
日本に來れる亞墨利加船中阿片重

三斤(英國高用の四ポンド)以上を所持
する時其過量の分を日本上官之を
取上て減却す可

日本に輸入し此條約に取極めし運
上拂濟の諸貨物を日本人之を國中の
各部内へ輸送すとも別な貨物運上通
路の運上等其外何運上よても一切拂
ふ事無るべ

亞墨利加人を日本に輸入せし貨物に
就て此條約に定めしより餘分の運
上を拂ふ事なく又日本船或は他の外
國船よて輸入せし同種の貨物の運上

より多分の運上を拂ざる可

第五條

外國の諸貨幣日本に於て通用す可
且同種の日本貨幣と同重同價とすべ
亞墨利加人日本人互に拂方を為す
外國貨幣或は日本貨幣を用ふるに勝
手ふる可

日本人外國貨幣の價を知りし至りし
を數時月を須つぐ故に日本政府港を
開く後毎各一年の間を日本貨幣を
以て亞墨利加人の為し其貨幣に引替

與ふ可し其時同重を與へて鑄直しの
為し分割を引取らざる可し
諸種の貨幣(日本の銅錢を除く)並し貨
幣し造らざる外國の金銀を日本より
輸出する事を得べし

第六條

亞墨利加人日本人し對し不法の事を
為さむ亞墨利加人コンヒルの裁斷所し
於て之を糾し罪狀あらむ亞墨利加の
法度を以て之を罰すべし
日本人亞墨利加人し對し不法の事を
為さむ日本上官之を糾し日本の法度

し從て之を罰す可し
コンヒル裁斷所を日本債主亞墨利加
人し對し正當の催促を為す可き為し
開き置くべし日本裁斷所を同様し亞
墨利加人日本人し對し正當の催促を
為す為し開き置く可し
總て此條約或を附屬せる交易規則の
箇條を犯すし由て過料或を品物取上
げの催促を役筋の取計を經んとめ之
をコンヒル裁斷所へ通達すべし此の
如くして取上げたる諸物を日本上官
し渡すべし

日本或も亞墨利加政府を共に兩國臣
民の逋債を償ふと無し

第七條

開きとる日本の港は於て亞墨利加人
次の境界の中を其欲する所は從て行
歩するを自由ふるべし

神奈川を六郷川(川崎と品川の間)にて
江戸灣に流れ入る其他を各方へ(一零
十里

箱館を各方へ(一零十里

兵庫を京都を距ると十里の地方を除
て各方へ(一零十里兵庫に來れる船の

乗組人も兵庫と大坂の間にて海灣に
入る猪名川を越ざらるべし

其距離を前より載せとる各港の御用所
或は衙門より陸地にて度らるべし一里
を亞墨利加尺(四二七五)四千二百七十
五ヤルドと同ト

長崎を亞墨利加人其周圍に在る各部
の公領内を行歩するを得べし

新瀉若くは之に代ふ可き地の境界を
日本政府と亞墨利加辨理公使之を定
むべし

重罪を犯しとる亞墨利加人若くは不

行跡よて二度罰せられし者も各其
居住の場所より日本里數よて(一)一里
より遠く内地へ入る可らず此の如く
罰せられし人も日本よ永住すべ
らずして日本上官其者等國地退去の
事を掛合得べし

凡て此の如き人は其自己の事を整理
する為よ相當の時月を貸すべし亞墨
利加コンシル方の上官各自の事情を
吟味の後其貸すべき時月を定むべし
然しふがら其時月を其人其自己の事
を勝手よ整理するを得る時より算し

て絶て一年を踰すべからず

第八條

日本在住の亞墨利加人を勝手よ其神
を崇奉するを許すべし是が為よ相
應の禮拜所を建立する事當然なるべ
し此の如き建物を損敗し亞墨利加人
其神を崇奉するを侮辱するをかうす
べし

亞墨利加人絶て日本の堂宮を損敗し
日本の神佛拜禮の式を侮辱する事か
く又神體佛像を侮蔑するを無るべし
亞墨利加人と日本人宗旨よ就て怒を

發す可き事を絶て為す可らず日本政
府蹈繪の風習を既に之を廢せり

第九條

日本上官亞墨利加コンシルの囑に因
て諸の出奔人並に法を避て逃とる人
を捕へさせコンシルの手にて捕へと
る諸人を入牢せしめ又コンシルに亞
墨利加人の上陸せる者をして法度を
遵守せしめ船中の法則を保存する為
に必要なる助力を為すべし總て右等
の勤勞及び入牢人手當の爲しを毎に
コンシルより相當の償を出すべし

第十條

日本政府合衆國に於て軍艦蒸氣船高
船鯨獵船大砲軍備の品諸種の兵器其
他日本政府需要の諸品を買ひ或は作
るを得べし日本政府學者海陸兩軍の
人諸科の工人水手を其用に供する為
に合衆國より取るに當然なるべし日
本政府より買入るる諸品を合衆國よ
り輸出する事を得日本政府に採用せ
る人物を差支なく合衆國を離れ去る
べし但合衆國親交の某國日本と戦争
の時、當て戦争に就き輸出を禁ずる

品物を輸出せざ又海陸の軍務に從事
する人も之を取らざらべし

第十一條

此條約書に添たる交易規則の箇條を
此條約書の一部なりと看做して此
條約を取結びたる兩國及び其士民同
様之を守らべし

第十二條

千八百五十四年第三月三十一日神奈
川に於て水師提督彼理取結び其名を
手記せし條約規定の中此條約の規定
と相戻れる箇條を之を廢し又千八百

五十七年第六月十七日下田奉行と合
衆國のコンシールゼ子ラールと取結び
たる約書の諸規定も此條約書中採
用せしを以て亦之を廢す

日本在任の合衆國辨理公使の職を命
せられたる人も日本政府より夫が為
め選任せる人と共に此條約の規定
及び是に添へたる交易規則の箇條を
十分取行をせむる必要なる規則
を立す權を有つべし

第十三條

千八百七十二年第七月四日一八七二

ユーレイ四の後を日本或は亞墨利加
政府の望みて其一方より一年前其
事を告知せし後於て此條約並に神
奈川條約中の此條約にて猶廢せざ
る箇條及び此條約に添たる交易規則並
に又後來増加すべき箇條を悉皆是が
為に兩國より命ぜられたる全權官員
の更正に従ふべし但此官員を實驗の
據り願しく見ゆる改正を議決増加す
る權を委任せらるべし

第十四條

此條約を我主の千八百五十九年第七

月四日(一八五九ユーレイ四)より之を
執行ふべし其當日或は其日の前日條
約の保証を華盛頓府に於て取替す可
し然しおがら不慮の緣故ありて其時
に至るまで保証を交換し得ざるとも
條約を上し擧げたる期日より必ず執
行ふべし

日本の方にて保証の文を大君殿下の
名印並に大君の命ずる高官の印並に
花押を以て之を證すべし
合衆國の方にて保証の文を合衆國の
伯理璽天德其名を手記しセクレター

リス、ハンスタート其下は其名を手記
合衆國の國章を印して之を証すべ
此條約を四通とかい各日本語英語蘭
語にて之を書す其譯文悉く同意同義
かれ共蘭譯を以て原譯として之を視
るべし

此條約を証する為は我主の千八百五
十八年亞墨利加合衆國建國八十三年
第七月二十九日即日本歴數安政五年
午の六月十九日江戸に於て上は擧げ
たる全權之は畫押し其章を印せり

日本に於て亞墨利加交易を為す
規則

第一則

亞墨利加船日本の港に到着の後四十
八時洋時(四八)中は日曜日を除く甲比丹
或は頭人日本運上所の上官は亞墨利
加コンレルの請取書を示す可し此請
取書を合衆國の法制に於て要する如
く船簿及び他の書付を亞墨利加コン
レル館に預りたる由を記す者あり此
時船の名其船を出したる港の名噸數
甲比丹或は頭人の名旅客是あり時を

の名乗組人數を認めたる書付を差出して其船の届を為すべし此書付も甲比丹或も頭人其實記たる事を証して其名を記すべし同時に其積荷の報書を預く可し此報書を荷物の記號番號入目を積荷書と認る通りと記し並に荷物送り先の一人或も數人の名を記す者あり又此報書も船中用意品の目錄を加へ甲比丹或も頭人其總積荷及び船中用意品の實記たる事を證し其名を記すべし

此報書中と間違あるを見出し二四二十

四時^洋時日曜日を除く中は改むれを謝金を償ふ及ばず然れ共此期限後報書を改め或も追次の報書を出す時を(一五)十五ドルラルの謝金を償ふべし報書中と載せざる諸品を陸揚せし時も二重の運上を拂ふべし甲比丹或も頭人此規則書と記したる時限中日本の運上所と其船の入港の式を怠る時も其怠りたる日數一日ことと(六零)六十ドルラルの過料を拂ふべし

第二則

日本政府も其港内の各船軍艦を之を
除く中は運上役人を置くに當然とす
べし諸運上役人を丁寧に取扱ひ其
船中にて成丈相當の便易を得せしむ
べし
日没より日出迄の間を運上所の上官
より別段の免許ある外を船より絶て
荷物を卸さるべし三ツリキ船口其他船中の荷
物を藏せる所へ通する諸所を日没よ
り日出迄の間を日本役人之に封印鎖
錠及び他の封方にて封鎖すべし若し
相當の免許無くして此の如く封鎖し

とす通行口を開き或を日本運上役人
の施しとす封印鎖錠及び他封鎖の品
を破り或を取除く人あらむ其犯せる
各人其犯せる毎に六零六十ドルラ
ルの過料を拂ふべし

日本運上所へ次は定めとす通りは當
然の届を為すして船より卸し或を卸
んと謀りし品物を取押へて取上ぐべ
し
日本の收納を害せんと謀りて價ある
品物を直段書に載せず包品の内は隠
し置く事あらむ其色品を取上ぐべし

亞墨利加船日本の開きたる港に於て
品物を密賣し或を密賣せんと謀りし
時其諸品を日本政府に取上ぐべし
其船より其犯せる毎に(一零)一十
ドルラルの過料を拂ふべし
修復を要する船を之が為し運上を拂
ずして其積荷を陸揚するを得べし此の
如陸揚したる諸品を日本上官預り置
くべし凡て倉庫の借料工役並に番守
の料も相當に拂ふべし然し夫ら此
の如き荷物の内を賣拂ふ事あらば其
賣たる丈を定りたる運上を拂ふべし

運上を拂はずして積荷を同港内の他船
に移すを得べし然れ共總て之を他船
に移すとも先運上所の上官其事の潔
白なる事を十分に驗知せし後夫が為
めし其上官の免状を受け日本役人の
立會を得て之を為すべし

阿片の輸入を之を禁止せるを以て之
を密賣し或を密賣せんと謀る者一人
或を數人あらば密賣し或を密賣せん
としたる阿片一斤ごとし(一五)十五ド
ルラルの過料を拂ふべし若し犯法の
者一人以上ある時も其人諸共し上し

言へる過料を償へむへ

第三則

荷主或も品物送先の人其品物を陸揚せんと欲する時も日本運上所へ其品物の届を為すべし其届を書面より仕立て届を為す人の名其品物を積越しし船の名品物の記號番號荷數入目並し毎包の價高を記し届書中より載せし諸品の總價高を其末より記すへし届書毎し荷主或も品物送先の人此時差出せし届書を品物の真價を載せ日本運上の害とふるべき物を絶て匿ざり

事を証書し其証書より其名を記すべし斯く届けし品物の元直段書を運上所の上官より差出し上官其届書より記しし品物を點檢し終る迄之を其手元より留め置くべし

日本役人斯く届けし包を或も二三或も悉皆點檢する為し之を運上所より送り得べし然しあつら之を點檢するし輸入主より失費を掛す又品物を損すべしならず點檢の後日本人品物を成丈け再び其元の體より包むべし又其點檢謂れなく手間取るべしならず

荷主或は輸入主其品物を入力せざること
前より輸入の旅途にて損傷ししことを見
出す時を其損傷を運上所の上官より報
告し巧者よりて依怙最負ふき者二人
以上をして其損傷しし品物の價を
附けさすべし其者共相當検査の後毎
包の損し高を分割し記し其記號番號
を書き加へし証書を認め運上所上
官の前よりて其直踏せる人其名を是より
記し輸入主届書に此証書を添へ其内
より夫丈の高を差引くべし然れ共此
規則書を添へし條約第四條に定め

しこと如く運上所の上官其品物に價を
附し事妨げ無しべし

運上拂濟の後を荷主其品物の運上所
或は船中より在りし拘えらす其引渡の
免狀を請取しべし

輸出するは極まりし諸品を船より送
り前より日本運上所より届くべし其届を
書面に仕立品物を輸出すべき船の名
包の記號番號入高品種價値を記すべ
し輸出主此届を其中より載せし諸品
の實記ある事を證書し其名を記すべ

運上所へ届けざりし前より輸出せんとし
て船より積込せし品物並に禁止の品物
を匿せし諸包も日本政府へ取上くべ
し
船の用具乗組人又旅客の入用物或は
旅客の衣服等を運上所より届くるよ及
むず

第四則

出港の式を済さんと欲する船を(二四)
二十四時^{洋時}前より運上所へ案内すべし
此期限の終りて出港の式を済す事當
然あるべし然れ共若し運上所の上官

之を拒む時を直し甲比丹或は其船を
差向けられし人より其故を告げ且又
之を亞墨利加コンシルより知らすべし
合衆國の軍船も入港出港の式を運上
所へ済すよ及むず又日本の運上役人
或は廻方役人其船より到らざる可し
合衆國の郵便を送る蒸氣船も入港出
港の式を同日より済すを得日本より陸揚
すべき旅客と品物との外を報書を差
出すよ及むずべし然れ共此の如き蒸
氣船も度毎より運上所より入港出港の式
を済すべし

用意品の為に入港する鯨獵船或は危
難に遇ひたる船を其積荷の報書を出
すに及むず然れ共若し其後交易を為
んと欲する時を第一則の通りは報書
を差出すべし

船といへる詞を此規則并は是を添へ
たる條約書中何れの所よりありとも
レキップバルクブルキスクー子ルスル
ープ又蒸氣船を指言ふと知るべし

第五則

日本の收納を害せんとする意を以て
偽の告知或は偽の證書は其名を記せ

る者を其犯せしむるとし(一)二百二十
五ドルラルの過料を拂ふべし

第六則

亞墨利加船を日本の港に於て噸税を
納めざるべし然れ共左の謝金を日本
の運上所上官に拂ふべし

- 一 船入港の式よむ (一五) 十五ドルラル
- 一 船出港の式よむ (七) 七ドルラル
- 各箇の免状よむ (一半) 一ドルラル半
- 各箇の健固状よむ (一半) 一ドルラル半
- 其他各箇の証書よむ (一半) 一ドルラル半

第七則

國地を揚ぐる諸品物を左の運上目録の通り日本政府へ運上を拂ふべし

第一種

此種中を記せる諸品を運上を免る可し

貨幣を作り或を作らざる金銀

現用の衣服

日本に在任する為に来れる人の所

持よりて賣品をあらざる家什及び

板本

第二種

次の諸品を就ても(五)五分の運上を

拂ふべし

船の打建網具修復艤装を用う諸品

諸種の鯨獵具

諸種の塩藏食料

麵包及び麵包の料

諸種の生畜

石炭

家屋建造の材木

米

粃

蒸氣機具

亞鉛

鉛

錫

生絹絲

第三種

蒸餾泡釀或を別法にて製せし酔迷の諸飲料を(三五)三割五分の運上を拂ふべし

第四種

前の諸種中より載せざる諸品物を(二)零二割の運上を拂ふべし
金銀の貨幣棹銅の外積荷として輸出する日本産物の諸品を(五)五分の

運上を拂ふべし

若日本政府より於て輸出入品物の運上より就て更正をおさんと欲する時を
神奈川開港の後五年より之を行ふ可し

右に就き千八百五十八年第十二月十
五日合衆國評議官の議定に依て當時
會議に連れる諸評議人三分の二右條
約の保証を議して同意せり即ち
今右の故を以て亞墨利加合衆國伯理
璽天德ゼームスブカナン右條約を熟
視しとる後右議定の趣を取行ふ為
右條約及び其中各箇條節目を取用
て保証することを知らしむ
右の信として余合衆國の國印を爰
押しとり

吾主紀元一千八百六十年合衆國建國

後八十四年第四月十二日華盛頓に於て親ら記す

・ゼームス・ブカナン

伯理璽天徳の命に因て

セクレタリス レ井ス・カス

余等下し畫押せし合衆國の外國事務宰相レ井ス・カス及び日本大君殿下の特派公使全權新見豊前守村垣淡路守小栗豊後守此度千八百五十八年第七月二十九日即日本曆數安政五年午六月十九日江戸に於て合衆國と帝國日本の間は取結び畫押せし條約の保証を今日相當の禮式を以て互に能く較閱し兩つおから原條約に照して取替せし事を布告す。

其証據の爲し今日千八百六十年第五月二十二日即日本曆數にて安政七年

申四月三日華盛頓府に於て余等二通
の畫押し余等が印を以て保証する者
あり

英文ニ載ス
レ井スカス
在印

箕作阮甫
川本幸民 等謹譯
森山多吉郎等謹校

尼達蘭王阿蘭治那肖オラニナツサクの布林使盧森堡ブリンスルゼンブルグの上公等神恵に頼れる余維廉第三キルレム

懇親交易の交際を廣ふする為に江戸
に於て余が全權尼達蘭獅子義會及び
聖盎那峨羅斯義會のルドル帝冠寶星
第二等在日本尼達蘭コムニサリスメ
ーステルヤンヘンデレキドンクルモ
ルニス日本大君殿下の全權永井玄蕃
頭岡部駿河守岩瀬肥後守と取結び畫
押せる尼達蘭語日本語の條約を檢閲
す此條約の趣意尼達蘭語に認むれど

尼達蘭

左の如し

尼達蘭國王日本大君殿下兩國懇親交易の交際を廣せんと欲して其全權を命せり

尼達蘭王殿下ニ達蘭獅子及び峨羅

斯聖蓋那帝冠第二等義會のヨドル日

本在留尼達蘭コムミスサリス官名メー

ストル爵名ヤンヘンドルキドンクルモ

ルリス人名を命じ

日本大君殿下永井玄蕃頭岡部駿河守岩瀬肥後守を命せり此人々其雙方の全權を示し之を善とし次の條々を

約定す

第一條

尼達蘭王殿下を辦理公使一員を選擧して江戸府に在任せしむべし

尼達蘭政府をコンシル或をコンシル

代辯を擧て此條約よ由て尼達蘭交易

の爲に開きとする日本の數港或は諸港

に置くを得べし尼達蘭の辦理公使及

びコンシルゼ子ラールを其職務を取

行ふ初めより故障なく日本國の各部

内を旅行すると當然なる可し

日本政府を辦理公使一員を擧て尼達

蘭の首府に在任せしめ又コンシル或
もコンシル代辯を擧て尼達蘭の數港
或も諸港に在任せしむるを得べし
此辯理公使及びコンシルゼ子ラール
も尼達蘭國に到着の時より故障なく
尼達蘭の各部内を旅行するを得べし

第二條

長崎箱館二港の外次の港及び市中を
尼達蘭人の交易の爲に各之に添ひる
月日より開く可し即ち
神奈川を千八百五十九年第七月四日
兵庫を千八百六十三年第一月一日

此港の外千八百六十年第一月一日
本^{四國九州を除き}大地のみを指すの西濱にて尚一港
を開くべし此港定りし時を右の年月
の前より之を知らす可し

外國海客必用の品を供する所とする下
田港を神奈川開港後六箇月を経て開
つ可し

前より載せし諸港及び市中に尼達蘭
人永住するを得又地を賃し其地は
ある建物を買ひ或も賃するに當然な
るべし且賃ししる地は住宅及び倉庫
を建てるを得べし然れ共之を建てるは

託して堡砦或は兵備の場所を建つべ
うらず此箇條を守る為は或は造營
或は變更し或は修復せる建物を日本
上官時に見分すると當然なる可し
尼達蘭人の建物の為は賃すべき地所
并は港の規則も各地の日本上官及び
尼達蘭コンシール之を定む可し若し其議
合せざる時も其事を日本政府及び尼
達蘭の辨理公使に達して其所置に任
す可し

尼達蘭人在住せる場所の周圍は日本
人より絶て牆屏或は門戸を建つ可し

らす又其場所は自由は出入する事の
妨げとふるものを為さる可し

尼達蘭人日本の言語或は學術を學ぶ
んと欲する時も日本奉行所尼達蘭の
高貴なる役人の需は應し其師たるべ
き才器を選び其人をして開港の地
て之を教導せしむ可し

江戸在任を許されたる尼達蘭人も亦
前同様の免許を得可し

千八百六十二年第一月一日より江戸
より千八百六十三年第一月一日より大
坂は交易を為す為のみニ達蘭人居

住するを得べし

此兩府内よ於て家屋を賃し得べき相
當の一地方并よ行歩するを得べき距離
を日本政府と尼達蘭辦理公使之を定
む可し

尼達蘭人と日本役人の立會ふく日本
人と賣買するも故障ふうる可し又貴
賤の差別なく總て日本人を尼達蘭人
の輸入來れる諸品を買ひ且自用と為
すを得べし

此條約取行するべき時の前よ日本政
府右の節目を國中各部よ布告すべし

軍用の品を只日本政府よのみ之を賣
るべし外國人よ賣るも此定の外あり
日本の米と小麦を日本より積荷とし
て輸出すべからず然れども都て日本
よ在住する尼達蘭人及び尼達蘭船の
乗組人并よ旅客の為よも其用意を送
る可し

日本よ産する所の銅を國用よ必要か
る量外に分を時々神奈川長崎よて公
の入札を以て賣る可し

日本よ在住せる尼達蘭人日本人を召
仕とし或も他事に使役するを當然か

可

第三條

輸入輸出の運上を此條約に添へたる
運上目録に從ひ貨幣を以て日本政府
に拂ふ可

日本の運上役人荷主より附けたる品
物の價を不満と思ふ時を運上役人之
に價を附け其價附に從て其品物を買
取るとを談ず可

荷主其談トを取用ふるを拒む時を荷
主其價附の通りを運上を拂ふ可若
し其談トを承引する時を其買入代料

を遲滯ふく且減少する事なく拂ふべ

阿片の輸入を制禁とり高賣のため
日本に來る尼達蘭船中阿片重さ三斤
英國高秤の四ポンド以上を所持する
時を其過分の量を日本上官取上て減
却す可

日本に輸入し此條約に取極たる運上
拂濟の諸貨物を日本人之を國中の各
部内へ輸送すとも一切他の運上を拂
ふ事なく可

他國の人民に運上を減ずる許ある時

を尼達蘭人も其最も多く惠を受けたる國人と同様に處置せらる可し

第四條

外國の諸貨幣を日本に於て通用すべし且同金類の日本貨幣と同重同價と可し

日本人及び尼達蘭人互に拂方をふすべし外國貨幣或は日本貨幣を用ゆる事勝手ふ可し

銅錢を除き諸種の日本貨幣及び他國の諸貨幣并に貨幣を作らざる外國の金銀を日本より輸出する事を得べし

日本政府港を開く後毎に各一年の間を日本貨幣を以て尼達蘭人の為し其貨幣を引替へ同重を與へて分割を取らざら可し

第五條

尼達蘭人の日本人に對して法を犯せるものを尼達蘭の裁斷所衙廷に於て之を糾し若し罪ある時は尼達蘭の法度に從て之を罰す可し

日本人の尼達蘭人に對して法を犯せるものも日本上官之を糾し日本の法度に從て罰す可し

裁斷所衙廷も日本の債主より尼達蘭人より當然の催促を為し得るが為し開き置き日本の裁斷所衙廷も亦同トく尼達蘭人より日本人より當然の催促を為すが為めし開き置く可し
凡て此條約或も之し添えし交易規則の箇條を犯すし付て取上もの或も過料の取立も役筋の取計を經んとめ裁斷所衙廷し通達し斯く取得しし諸物も日本上官へ渡す可し
日本政府も尼達蘭政府も雙方の臣民の逋債を償ふとふし

第六條

開きし日本國の港もて尼達蘭人次し出せる疆界の申も其欲する所し隨て行歩するし自由あり可し
神奈川も六郷川(川崎)と品川の間し在りて江戸灣し流れ入るし迄其他も各方へ十里

箱館も各方へ十里

兵庫も京都を距るし十里の地を除て各方へ十里兵庫し来れる船の乗組人も兵庫も大坂の間しありて海灣し入るし猪名川を越ざり可し

其距離も前より載せし各港の御用所
或も即衙門より陸地まで度う可し
長崎も尼達蘭人其周圍に在る公領内
を行歩するを得べし

寺社茶店休息所等の外諸堡役所及び
門を建する所も到るにふらう可し
大罪を犯すも因て罰を申付しう若
も再度不行跡を為すも因て罰を受け
しう尼達蘭人も其各自の在住所より
日本里法まで一里より深く内地へ入
らざう可し此の如く罰せられしう諸
人も永く日本に在住するを得ざうべ

く且日本上官此人を去らむるを
掛合ひ得べし

此の如き諸人も其諸事を辨ずる為
も相當の時日を貸すべく且尼達蘭の
コンシル方の上官事の狀態を點檢し
しう後其貸すべき時日を定むべし然
れ共其時日も其人己の事物を自在に
處置するを得し時より算定して必ず
一歳を踰ゆべからず

第七條

日本在任の尼達蘭人も勝手も其神を
崇奉するを許すべし是が為に相應

の禮拜所を建立するに當然なる可し
此の如き建物を損敗し尼達蘭人の其
神を崇奉するを侮辱するにふらざる可
し
尼達蘭人絶て日本の堂宮を損敗し日
本の神佛拜禮の式を侮辱するにふら
ず又神體佛像を侮蔑するにふらざる可し
日本人尼達蘭人宗旨に就て怒を發す
べきことを絶て為すべからず

第八條

日本役人尼達蘭コンシールの囑に因て
諸の出奔人并に法を避て逃るる人を

捕へさせコンシールの手にて捕へたる
諸人を入牢せしめ又上陸せる尼達蘭
人をして法度を遵守せしめ船中の法
則を保存する為必要なる助力をコ
ンシールに為す可し
總て右等の勤勞及び入牢人手當の為
しを毎にコンシールより相當の償を出
す可し

第九條

他の外國人民に免許しとるる或を免
許する諸事を直に尼達蘭にも及す可
し

第十條

此條約書に添たる交易規則の箇條を
此條約書の一部分ふりと看做して此
條約を取結べし兩國及び其士民同様
之を守り可し

千八百五十六年第一月三十日(安政二
卯年十二月二十三日)長崎に於て取結
びたる條約の内此度廢止せざる規定
を存し置き千八百五十七年第十月十
六日(安政四巳年八月二十九日)附録箇
條として取替したる約書を此條約中
に入れし故に其附録箇條を此條約の

保証を取替し事件を取行ひ始る時よ
り廢す可し

此條約の規定を千八百五十九年第七
月四日より執行ふべく其保証を一年
の内は長崎にて取替す可し

日本の方にて保証の文を大君殿下の
名印并は大君の命する高官の印并は
畫押を以て之を証す可し

尼達蘭の方にて保証の文を尼達蘭王
殿下の畫押を以て之を証し外國事務
宰相之は畫押を加へ尼達蘭の國章を
以て鈐定す可し

千八百七十二年第七月四日の後日本政府或も尼達蘭政府の望よて其一方より一箇年前より通達して後此條約并に長崎條約の内此條約よて廢止せざり部分をも之よ添とる交易規則或も向後加ふべき規則を共よ雙方より夫が為よ命せられとる全權よ依て改正を為すべし但し此人と實驗を以て願ふとすの改正を裁決し是よ増加する權ある可し

千八百五十八年第八月十八日即日本曆數よて安政五戊午年七月十日江戸

よ於て為せり

此證據のよめ前よ載せとる全權二通よ畫押調印せり

イハドシクルキルチウス 畫押在印

永井玄蕃頭 畫押在印

岡部駿河守 畫押在印

岩瀬肥後守 畫押在印

日本に於て尼達蘭交易を為す規
則

第一則

尼達蘭船日本の港に到着の後四十八
時^洋中(日曜日を除く)甲比丹或は頭
人日本運上所の上官に尼達蘭コン
ルの請取書を示す可し此請取を尼達
蘭の法制に於て要する如く船簿及他
の書付を尼達蘭コンシル館に預りし
る由を記す者あり此時船の名其船を
出ししる港の名噸數甲比丹或は頭人
の名旅客是あり時々の名乗組人數を

認めたる書付を差出して其船の届を
為すべし此書付は甲比丹或は頭人
其實記たる事を証して其姓名を自記
す可し同時に其積荷の報書を預く可
し此報書は荷物の記號番號入目を
積荷書に認めたる通り記し并に荷
物送り先の一人或は數人の名を記す
者ふり又此報書は船中用意品の目
録を加へ甲比丹或は頭人其總積荷及
び船中用意品の實記たるを證し其
姓名を自記す可し
此報書中へ間違あるを見出し二十四

時洋日曜日を除く中へ改むれど過料
を拂ふ及ばず然れ共此期限後へ報
書を改め或は追次の報書を出す時を
三十八ギルデン二十五セントの過料
を償ふ可し
報書中へ載せざる諸品を陸揚せし時
も二重の運上を拂ふ可し
甲比丹或は頭人此規則書に記したる
期限内日本の運上所へ其船の入港
の式を怠る時を其怠りたる日數一日
ごとよ百五十三ギルデンの過料を拂
ふ可し

第二則

日本政府を其港内の各船(軍艦を除く)中へ運上役人を置くこと當然とする可し諸運上役人をぞ丁寧と取扱ひ其船中よて成丈相當の便易を得せしむ可し日没より日出迄の間を運上所の上官より別段の免許ある外を船より絶て荷物を卸さざる可しカクシ船口其他船中の荷物を藏せる所へ通ずる諸所を日没より日出迄の間を日本役人之よ封印鎖鑰及び他の封方よて封鎖す可し若し相當の免許ふくして此の如く封鎖

しとする通行口を開き或は日本運上役人の施しとする封印鎖鑰及び他の封鎖の品を破り或は取除く人あらば其犯せる各人其犯せる毎よ百五十三ギルデンの過料を拂ふ可し

日本運上所へ次よ定めとする通り當然の届を為すべく船より卸し或は卸んと謀りし品物を取押へて取上ぐ可し日本の收納を害せんと謀りて高價ある品物を直段書よ載せず包品の内よ隠し置く事あらば其包品を取上ぐ可

尼達蘭船日本の開ざる港に於て品物を密賣し或は密賣せんと謀る時を其諸品を日本政府より取上り可し其船より其犯せる毎に二千五百五十ギルデンの過料を拂ふ可し

修復を要する船を之が爲に運上を拂すして其積荷を陸揚するを得べし此の如く陸揚したる諸品を日本の上官預り置く可し凡て倉庫工役并に番守の料を相當に拂ふ可し然しながら此の如き荷物の内を賣拂ふとあらむ其賣する丈を定りたる運上を拂ふ可し

運上を拂はずして積荷を同港内の他船に移すを得べし然れ共總て之を他船に移すよむ先運上所の上官其事の潔白なる事を十分に驗知せし後之を積移す為に其上官の免状を受け日本役人の立會を得て之を爲す可し

阿片の輸入を之を禁止せるを以て之を密賣し或は密賣せんと謀りし者一人或は數人あらむ密賣し或は密賣せんと謀りし阿片一斤ごとよ三十八ギルデン二十五セントの過料を拂ふ可し若し犯法の者一人以上ある時を其

人諸共上と言へる過料を償ふ可

第三則

荷主或は品物送先の人其品物を陸揚せんと欲する時日本運上所へ其品物の届を為すべし其届を書面し仕立て届を為す人の名品物を積越ししる船の名品物の記號番號荷數入目并し毎色の價高を記し届書中し載せしる諸品の總價高を其末し記す可し届書毎し荷主或は品物送先の人此時差出せる届書を品物の真價を載せ日本運

上の害とふる可き物を絶て匿ざる事を証書し其証書し其姓名を手記す可し
斯く届けしる品物の本直段書を運上所の上官し差出し上官其届書し記ししる品物を點檢し終る迄之を其手元し留め置く可し

日本役人斯く届けしる色を或は二三或は悉皆點檢する為し之を運上所し送り得べし然しふがら之を點檢するし輸入しし失費を掛ず又品物を損す可らず點檢の後日本人品物を成丈け

再び其元の體よ包む可し又其點檢謂
れ無く手間取る可らず
荷主或を輸入し其品物を手せざる
前よ輸入の旅途よて損傷しとるを見
出す時を其損傷を運上所の上官よ報
告し巧者よして依怙最負ふき者二人
以上を以て其損傷しとる品物の價を
附さす可し其者共相當検査の後每包
の損し高を分割し記し其記號番號を
書き加へしとる証書を認め運上所上官
の前よて其直踏せる人其姓名を是よ
手記し輸入主届書よ此証書を添へ其

内より夫丈の高を差引く可し然れ共
此規則書を添へしとる條約第四條よ定
めしとる如く運上所の上官其品物よ價
を附くる事妨げ無し可し

運上拂濟の後を荷主其品物の或を運
上所或を船中よ在るよ拘をらず引渡
し免狀を受取る可し

輸出するよ極りしとる諸品を船よ送る
前よ日本運上所よ届く可し其届を書
面よ仕立品物を輸出すべき船の名包
の記號番號入高品種價値を記すべし
輸出主此届を其中よ載せしとる諸品の

實記あることを証書し其姓名を手記す可し

運上所へ届けざる前より輸出せんとし
て船より積込たる品物并に禁止の品物
を匿せる諸包を日本政府へ取上ぐ可
し
船の用具乗組人又旅客の入用物或は
旅客の衣服等を運上所より届くるよ及
まび

第四則

出港の式を済さんと欲する船を二十
四時^洋前より運上所へ案内すべし此時

限の終よを出港の式を済すと當然お
る可し然れ共若し運上所の上官之を
拒む時を直し甲比丹或は其船を差向
けられたる人より其故を告げ且又之を
尼達蘭コンヒルに知す可し

尼達蘭の軍船を入港出港の式を運上
所へ済すよ及むす又日本の運上役人
或は廻方役人其船より到らざる可し

用意品の為し入港する鯨獵船或は危
難よ遇ひたる船を其積荷の報書を出
すよ及むす然れ共若し其後交易を為
んと欲する時を第一則の通りよ報書

を差出す可

船といへる詞を此規則并は是を添へ
たる條約書中何れの所より之ありとも
シキツバルクブルキスクー子ル又蒸
氣船を指言ふと知る可

第五則

日本の收納を害せんとする意を以て
偽りの告知或を偽りの証書より其名を
手記する者を其犯せる毎に二百十八
ギルデン七十五セントの過料を拂ふ
可

第六則

尼達蘭船を日本の港に於て噸税を納
めざるべし然れとも左の謝金を日本
の運上所上官より拂ふ可

一船入港の式より 二十八ギルデン二十五セント

一船出港の式より 十七ギルデン八十五セント

各個の免状より 三ギルデン八十二セント半

各個の証書より 二ギルデン八十二セント半

第七則

國地より揚ぐる諸品を左の運上目録の
通り日本政府へ運上を拂ふ可

第一種

此種中に記せる諸品を運上を免る

可一

貨幣より作り或を作らざる金銀

現用の衣服

日本に在住する為に来れる人の所持よりて賣品よりあらざる家什及び板本

日本に在住する尼達蘭役人の家什書冊食糧若し此三品を賣るときを定法の運上を拂ふ可一

第二種

次の諸品より就ても五分の運上を拂ふ可一

品の船の打建網具修復艤装より用ふる諸

諸種の鯨獵具

諸種の鹽藏食料

麵包及び麵包の料

諸種の生畜

石炭

家屋建造の材木

米、籾、蒸氣機具、亞鉛、鉛、錫、生絹、絲

諸種の織物

第三種

蒸餾泡釀或を別法より製せし醉迷

の諸飲料を三割五分の運上を拂ふ可

第四種

前の諸種中よ載せざる諸品物を二割の運上を拂ふ可

金銀の貨幣掉銅の外積荷として輸出する日本産の諸品を五分の運上を拂ふ可

若日本政府よ於て輸出輸入品物の運上よ就て更正をふさんと欲する時を神奈川開港の後五年よして之を行ふ可

イバドシキキルチウス 畫押 在印

永井玄蕃頭 畫押 在印

岡部駿河守 畫押 在印

岩瀬肥後守 畫押 在印

上ノ記せる條約及び其内ニ載たる每
條を可ふりと許して其體裁及趣意の
通り又去れを施し行ひ且これニ循依
すべきを約してこれを採用し保証し
て好とふせし事を布告す

其眞誠を証する爲ニ此書ニ余ガ畫
押を備へ我王章を鈐してこれを保証
する後我外國事務宰相と國政宰相藩
屬を統轄する宰相の畫押を加へて海
牙^ニ於て頒發す千八百五十九年第一
月二十四日

維廉 畫押

外國事務宰相 畫押
國政宰相藩屬統制宰相 畫押

辨誤

下は畫押せる日本在留尼達蘭コミ
サリス、メーステル、ヤン、ヘン、デ、レ、キ、ド
ンクル、キルチウスと長崎奉行岡部駿
河守長崎御目付都筑金三郎千八百五
十八年第八月十八日尼達蘭王殿下日
本大君殿下雙方の全權尼達蘭語と日
本語とを以て江戸よて取結へる條約
の保証を加へたる文を取替せんが為
は會合しとり其文を此條約の十箇條
の規定の通りは畫押せり
此編を能く檢閲し可ふりと前は舉

けとの取替せを為す但尼達蘭文中の
次の筆誤あるを知る可一

第三條

*By weyening van den eysenaar om
zulk aanted over te nemen is aan
te nemen* 可一

規則第一

*en wie hy hy geconyngeerd is aan
wie hy hy geconyngeerd is* 可一

又規則第七第二種中

諸種の織物といへる語日本文よと毛
及び木綿の織物とあり然れ共其趣意

を異ふる事あり

第四條

*behalve georden en zulveren munt
is georden en zulveren munt* 可一

是を證する為よ下よ畫押せる者此辨
誤を作り畫押して取替す者あり

千八百六十年第三月一日長崎よ
て之を作る

イ. ドンクルキュルシス

岡部駿河守都筑金三郎臺下よ

出島よて 千八百六十年三月

條約の日本文中箇條の内其譯文と異
ふる所あるう故よ條約取替せの時辨
誤を附して後日の異論を防ぐ

日本在留尼達蘭ユムニスサリネバシムルモルヒス敬白

箕作阮甫
川本幸民 等謹譯
森山多吉郎等謹校

余阿勒散得第二、全俄羅斯墨斯科幾富
 拉的迷諾弗哥の帝及獨自擅制君主加
 森の察爾阿斯達千の察爾波蘭の察爾
 西伯利の察爾給爾孫の察爾擣里達、
 ルーシエ、の察爾北斯哥の帝、斯摩稜斯
 科里都阿尼、ウリン、波多里芬蘭の大君
 斯多尼里窩尼、戈蘭、セミガリエ、サモキ
 チエ、ベロス、トク、コレリエ、的威爾、
 リク、白爾摩維得加、ボルガリー、及其餘
 州國の君主、諾弗哥の平夷地方、查尼俄
 利森、日羅斯拉、ベロセルスキ、ウドルス
 キ、ラブドルスキ、コンヂスキ、威德比斯

科ムスチスラウスキ及全北地の帝及
大君、イヴルスキ、カルタリア、カバルタ
邦土、アルメニア諸州、ユルタ西爾加西諸酋長部
土、及其餘山邦諸酋長統御の君主及帝
代々繼承の帝及統帥の王、シベリヤ那威の諸君、
斯勒瑞、スウェーデン斯丁、ノルウェーストルアル子、フィンランドデトマル、
ポランド疴敦堡の公爵等千八百五十八年第八
月七月十九日帝殿下日本大君殿下の兩全權
該員を以て條約を結ぶにめとる旨を
各國に布知す其條約左の如し
日本大君殿下全俄羅斯國帝殿下兩國
の間は存せる懇親を廣くし交易の道

を開きこれを永久堅固ならしめん事
を欲し、シベリヤ為し新し條約を結んと
決し、為し各其全權を命せり、即日本大
君殿下を其高官永井玄蕃頭井上信濃
守堀織部正岩瀬肥後守津田半三郎に
命し
全俄羅斯國帝殿下を其アヂダント、ゼ
子ラールヒーセ、アドミラル、ガラ
フエウヒミウス、プーチアーチンに命
せり

此全權の人々次の條々を議定せり

第一條

千八百五十五年第一月廿六日（日本曆
十二月七日）第二月（日本曆
數安政元年十二月二十一日）下田よ於
て日本と俄羅斯の間よ結びたる條約
の取極の内此條約の取極と相戻らざ
る丈も之を取用ふる事故の如し然れ
共下田條約を辨明せる箇條並に千八
百五十七年第十月十二日（日本曆數安
政四年九月七日）長崎よて取結びたる
追加章程も之を廢す

第二條

自今以後全俄羅斯國帝殿下を日本大
君殿下の首府よ辨理公使一員を任ず

る事當然ふるべし日本大君殿下も同
様よ全俄羅斯國帝殿下の首府よ辨理
公使一員を任ずべし此辨理公使をア
ムバツサデウルアフゲサントミニステ
ル、シルゼダヘール以上四語みお使臣
を云但其餘位の等
級奉任の輕重よの位よ任ず得るか
り
俄羅斯の辨理公使を江戸よ永住し其
職務を取行ふ日より故障かく日本國
の各部内を旅行する事當然ふる可し
俄羅斯國のコンシルゼ子ラールも亦
此准旨を得べし

俄羅斯國居住の日本辨理公使コンシ
ルゼ子ラールを日本在任の俄羅斯國
辨理公使コンシルゼ子ラールと同様
の准旨を得べきと當然とす

第三條

既に開きとす箱館長崎の港の外下田
港の代りとして日本政府次の港を開
くべし

武州灣内の神奈川を千八百五十九年
第七月一日(新曆法)より

攝州灣内の兵庫を千八百六十三年第
一月一日(新曆法)より

此諸港の外は日本政府日本四國九州
を除き大

地のみ西濱は於て他の安全なる港を

千八百六十年第一月一日(新曆法)より

開くべし此港治定する時を其以前は

俄羅斯政府へ知らすべし

神奈川を開く後六箇月以下田港を開
くべし

第四條

俄羅斯政府俄羅斯交易の爲に開きと
す日本の數港或は諸港のコンシル或
はコンシル代辨を命すべし

日本政府コンシル及びコンシル館は

屬する人々の住宅及び學校病院等の
為に必要なるを以て相應の場所を差
示すべし

第五條

前の五港に俄羅斯人一時或を引續き
居住を為すべし又地を賃し其地に在
る家及び他の建物を買ひ或を賃する
を得堂宮住宅倉庫を建ると當然なる
べし然れ共是を建ると託して絶て堡
砦を建つ可らず此箇條を守る為に或
を建物を造營し或を修復するに當て
日本上官之を見分すべし

俄羅斯人其建物の為に得べき地所並
に港の規則を俄羅斯コンシル及び各
地の日本上官之を定むべし若其議合
せざる時を其事を日本政府及び峨眉
斯辨理公使に達して其處置を任ずべ
し

第六條

江戸大坂府内に俄羅斯人交易の為の
みに居住し得べし但江戸を千八百六
十二年第一月一日(新曆法)より大坂を
千八百六十三年第一月一日(新曆法)よ
り此兩府内に俄羅斯人家を賃し得べ
し

き相當の一地並に其行歩するを得べき距離を日本政府と俄羅斯辨理公使之を定む可し

第七條

日本は一時或は引續き居住を為す俄羅斯人も其親屬を携へ其國法風俗に従て生理を濟す事當然ふるべし其宗旨を障りおく公に行ひ得べし踏繪を日本政府之を廢せり

第八條

開きたる日本の港に於て俄羅斯人次の境界の中を其欲する所に従て行歩

する事自由ふるべし

箱館を各方へ十里

長崎を俄羅斯人其周圍に在る日本大君殿下の領内各部を行歩するを得べし

神奈川を江戸の方より於て六郷川(川崎)と品川の間にて江戸灣に流れ入るを限り其他を各方へ十里
兵庫を京都を距ると十里の地方を除て各方へ十里兵庫より來れる船の乗組人を兵庫と大坂の間にて攝州の海灣より入る猪名川を越ざらる可し

其距離を前よ載せたる各港の衙門より陸地まで度るべし一里を俄羅斯尺三ツルスト三百三十二サス即一萬四千一百七十五フットと同ト
西濱より開く可き一港の境界を日本政府と俄羅斯辨理公使之を定むべし
重罪を犯したる俄羅斯人若くも不行跡まで二度罰せられし者も各其居住の場所より日本里數まで一里より遠く内地へ入り可らず日本上官其者等國地退去の事を掛合得べし
凡て此の如き人は其自己の事を整理

する為は俄羅斯コンヒル様子より由て相當の時月を貸すべし然しおがら其時月を絶て一年を踰も可らず
堂宮懋店等の外を凡て番所役所及び門ある所へ招き無くして到り訪ふべし
ならず

第九條

俄羅斯人と日本人の間の交易を兩國役人の立會なく雙方の都合次第勝手よ之を為すべし

俄羅斯人日本人を高賣の事よ使用し又召仕とし或は他事よ雇ひ得べし

貴賤の差別なく日本人俄羅斯人の持
来れる品物を賣買し所持し又自用と
為すを得べし
此條約を取行ふ時到来る日本此
節目を國中各部に布告すべし
此條約書に添へたる交易規則の箇條
を此條約書の一部なりと看做して
輕重無さべし

第十條

國內に輸入し或を輸出せる諸品物の
運上を其價に從て此條約に添へたる
運上目録の通り日本政府へ拂ふべし

日本の運上役人荷主より附たる品物
の價を不満と思ふ時を運上役人は是
の價を附け其價に從て其品物を買取
る事を談す可し荷主其談を取用ふ
るを拒む時を荷主其價附の通り運
上を拂ふべし若其談を取引する時
を其買入代料を遲滞なく且少くも減
少する事なく拂ふべし
開きたる日本の港及び市中に輸入し
此條約に取極めたる運上拂濟の諸貨
物を日本人を國中の各部内へ輸送
するは何運上よても一切拂ふ事無し

可

日本政府運上目録に取極めたる運上
を日本船或は他の外國船の爲に減少
する事あらざれば俄羅斯國船も亦此免許
を得べし

俄羅斯政府海軍用意の品を運上を拂
ふ事なく箱館神奈川長崎に陸揚し俄
羅斯政府より是が爲に委任せる人の
慥に預れる倉庫中に納め得べし然れ
共此の如き用意の品を賣拂ふ時を買
主より規定の運上を日本上官に拂ふ
べし

第十一條

阿片の輸入を禁ずる所より高買の爲
に日本に來れる俄羅斯船中阿片重三
斤(俄羅斯量四ポンド三十六ソロトニ
キ)以上を所持する時を其過量の分を
日本上官之を取上て滅却すべし
俄羅斯人日本に於て阿片交易を爲す
罪發覺する時を阿片を取上げ一斤ご
とに二十ルーブルの過料を拂せしむ
る上此害ある交易を嚴重に制する俄
羅斯の法律に従て罰すべし

第十二條

軍用の品を唯日本政府と外國人のカ
と賣るべし

米或は小麦を日本より積荷として絶
て輸出す可らず然れ共總て日本に在
住せる俄羅斯人及び俄羅斯船の乗組
人并に旅客の爲にも十分の貯を與ふ
べし

産する所の銅要用外のみを日本政府
より公けの入札にて時々之を賣るべ
し

第十三條

外國の諸貨幣日本に於て通用すべし

且つ同種の日本貨幣と同重同價とす
べし

俄羅斯人日本人互に拂方を爲すは外
國貨幣或は日本貨幣を用ふる事勝手
なるべし

日本政府前の港を開く後ごとく各一
年の間を日本貨幣を以て俄羅斯人の
爲に其貨幣を引替與へて分割を取ら
ざるべし

諸種の貨幣日本の銅錢を除く并に貨
幣を造らざる外國の金銀を日本より
輸出する事を得べし

第十四條

俄羅斯人と日本人の間は起りたる諸
争論を日本上官及び俄羅斯コンシ
ル之を吟味し俄羅斯人罪あり時を峨羅
斯國法に從ひ日本人を日本國法に從
て罰する事下田條約に定めたる如く
ふるべし

日本上官を法を犯せる俄羅斯人の事
は就き俄羅斯コンシル囑ふ因て成丈
け助力を加ふ可し其雜費の爲るをコ
ンシル毎に相當の償を出す可し
俄羅斯コンシルの居らざる港に於て

罰すべき俄羅斯人あらむ日本上官之
を捕て其地は近きコンシルへ通報し
て處置せしむべし

此條約或を附屬の交易規則の箇條を
犯すは由て過料或は品物取上の諸催
促を役筋の取計を經んとめ之をコン
シル裁斷所へ通達すべし此の如くし
て取上げたる諸物を日本上官に渡す
可し

第十五條

後來日本と俄羅斯の間は成れる條約
を變革し或は新箇條を加ふるを以て

要用と視る時を兩國政府其更正を為
んと掛合ふ事當然あるべし然れ共千
八百七十二年第七月一日以前を其義
よ及むざるべく且一方より一年前よ
其事を告知すべし

第十六條

後來他の國人よ許さるる諸准許殊典
を別よ談判を待ず直よ俄羅斯人よ沾
ひ及ぶべし

俄羅斯國よ於て日本人他の諸國民と
同様の准許殊典を受くべし

第十七條

此條約を千八百五十九年第七月一日
新曆法より之を執り行ふべし

日本の方よて保証の文を大君殿下の
名印を以て之を保証し其外國事務宰
相之よ畫押を加ふ可し

俄羅斯國の方よて保証の文を帝殿下
の畫押を以て之を保証し其外國事務
宰相之よ畫押を加へ其國章を鈐すべ
し

此保証を三彼得堡或を江戸よ於て千
八百五十九年第七月一日新曆法迄歟
又も様子よ由り其前後よ之を取替す

べー方今日本語俄羅斯語和蘭語にて
 書きとる此條約の寫を取替すべー俄
 羅斯譯日本譯を前より舉げとる兩國全
 權の人々之より畫押し印を鈴すべー和
 蘭譯を翻譯を為しとる人之より畫押す
 べー蘭譯を此條約を説明するに當て
 之を用ふべー
 紀元後千八百五十八年全俄羅斯國帝
 阿勒散得第二殿下即位の四年第八月
 十九日七日即日本曆數安政五年戊午七月十
 一日江戸に於て此の如くふして畫押
 す

カライエウミウラノキヲシテ畫押

永井玄蕃頭 畫押

井上信濃守 畫押

堀織部正 畫押

岩瀬肥後守 畫押

津田半三郎 畫押

日本は於て俄羅斯交易を為す規則

第一則

俄羅斯船日本の一港に到着の後四十
八時^{洋時}中甲比丹或は頭人日本運上
所の役人は俄羅斯コンシールの請取書
を示すべし此請取書を船の書付類を
コンシール館に定の通り送る預りよる
由を記す者なり此時船の名其船を出
しよる港の名噸數甲比丹或は頭人の
名旅客^是ある時^もの名乗組人數を認
めよる書付を差出し其船の届を為す
べし此書付を甲比丹或は頭人之よ其

名を記すべし同時は其積荷の報書を預くべし此報書を荷物の記號番號入目を積荷書に認り通りは記し并に荷物送先の一人或は數人の名を記す者あり又此報書に船中用意品の目錄を加へ甲比丹或は頭人其總積荷及び船中用意品の實記する事を證し其名を記すべし

此報書中へ間違あるを見出し二十四時^洋中へ改むれば謝金を償ふ及むず然れ共此期限後へ報書を改め或は追次の報書を出す時も二十ルールの

の謝金を償ふ可し
報書中へ載せざる諸品を陸揚せし時を二重の運上を拂ふ可し
甲比丹或は頭人其船入港の後四十八時の内へ日本運上所へ入港の式を怠る時を其怠りたる日數一日ごとく八十一ルールの過料を拂ふべし
俄羅斯コンシルの居らざる港に於てを上へ挙げたるコンシル役前の諸取計らひを俄羅斯國と懇親なる他國民のコンシル或は日本運上所にて處置す可し

第二則

日本運上所の上官を其港内の各船軍艦を之を除く中運上役人を置く事當然ふるべし諸運上役人をむ丁寧を取扱ひ其船中にて成丈相當の便易を得せしむ可し

日没より日出迄の間を運上所上官より別段の免許ある外を船より絶て荷物を卸さざる可し船口其他船中の荷物を藏せる所へ通ずる諸所を日没より日出迄の間を日本役人之より封印鎖鑰及び他の封方にて封鎖すべし若相

當の免許無くして此の如く封鎖しし通行口を開き或は日本運上役人の施しし封印鎖鑰及び他封鎖の品を破り或は取除く人あらむ其犯せる各人其犯せる毎に八十一ルーブルの過料を拂ふべし

日本運上所は當然の屈を為さずして船より卸し或は卸んと謀りし品物を次に定めし通り之を取押して取上可し

日本の收納を害せんと謀りて價ある品物を直段書に載せざる包品の内は隠

一置く事あらむ其包品を取上ぐ可し
俄羅斯船日本の開らざる港に於て品
物を密賣せんと謀りし時を其諸品を
日本政府より取上ぐべし其船より其犯
せる毎に千三百五十ルーブルの過料
を拂ふ可し

修復を要する船を之が為し運上を拂
ずして其積荷を陸揚するを得べし此
の如く陸揚したる諸品も日本上官預
り置く可し凡て倉庫の借料工役并に
番守の料も相當に拂ふべし然しおが
ら此の如き荷物の内を賣拂ふ事あら

む其賣する丈を定りたる運上を拂ふ
可し

運上を拂ずして積荷を同港内の他船
に移すを得べし然れ共總て之を他船
に移すよを先運上所上官其事の潔白
なる事を十分に驗知せし後之を積移
す為し其上官の免状を受け日本役人
の立會を得て之を為す可し

第三則

荷主或は品物送先の人其品物を陸揚
せんと欲する時も日本運上所へ其品
物の届を為す可し其届を書面し仕立

て届を為す人の名其品物を積越し
る船の名品物の記號番號荷數入目并
よ毎包の價高を記し届書よ載せし
諸品の總價高を其末よ記すべし届書
毎よ荷主或も品物送先の人此時差出
せる届書も品物の真價を載せ日本運
上の害とふる物を絶て匿さる事を証
書し其証書よ其名を記すべし
斯く届けしる品物の元直段書を運上
所の上官よ差出し上官其届よ記し
る品物を點檢し終る迄を之を其手元
よ留め置く可し

日本役人斯く届けしる包を或も二三
或も悉皆點檢する為よ之を運上所よ
送り得べし然しおがら之を點檢する
よ輸入主よ失費を掛ず又品物を損す
可らず點檢の後日本人品物を成丈け
再び其元の體よ包むべし又其點檢謂
れおく手間取る可らず
荷主或も輸入主其品物を入手せざる
前よ輸入の旅途よて損傷ししるを見
出す時を其損傷を運上所の上官よ報
告し巧者よして依怙最負ふき者二人
以上を以て其損傷ししる品物の價を

附きす可し其者共相當検査の後毎包の損し高を分割し記し其記號番號を書き加へたる証書を認め運上所上官の前より其直轄せる人其名を是し記すべし輸入主届書し此証書を添へ其内より夫文の高を差引くべし然れ共此規則書を添ふる條約第十條に定めたる如く運上所の上官其品物に價を附くるを妨げ無し可し
運上拂濟の後を荷主其品物の運上所或は船中にあるを拘らず引渡免状を受取るべし

輸出するは極まりたる諸品を船に送る前より日本運上所に届く可し其届を書面より仕立品物を輸出すべき船の名色の記號番號入高品種價値を記すべし輸出主此届を其中に載せたる諸品の實記ある事を証書し其名を記す可し
運上所へ届けざる前より輸出せんとし
て船に積込たる品物并に禁止の品物を匿せる諸品を日本政府へ取上く可し
船の用具乗組人又旅客の入用物或は

旅客の衣服等も運上所へ届くるよ及
もず

第四則

出港の式を済さんと欲する船も二十
四時前^洋運上所へ案内すべし此時
終よも出港の式を済す事當然か
る可し然れ共若し運上所の上官之を
拒む時を直し甲比丹或も其船を差向
けられし人よ其故を告げ且又之を
俄羅斯コンセルよ知らす可し
俄羅斯國の軍船も入港出港の式を運
上所へ済すよ及むず又日本の運上役

人或も廻方役人其船に到らざる可し
郵便を送る蒸氣船も入港出港の式を
同日よ済すを得て日本よ陸揚すべき
旅客と品物の外を報書を差出すよ及
ざる可し然れ共此の如き蒸氣船度毎
よ運上所へ入港出港の式を済すべし
月意品の為よ入港する諸高船或も危
難よ遇ひしる船も其積荷の報書を出
すよ及むず然れ共其後交易を為んと
欲する時も第一則の通りよ報書を差
出す可し

船といへる詞も此規則并よ是を添へ

この條約書中何れの所之ありとも
レキツバルクブルキスクー子ルスル
ープ又蒸氣船を指言ふと知る可

第五則

日本の収納を害せんとする意を以て
偽の告知或も偽の證書其名を記す
る者も其犯せるごとよ百六十八ル
ブルの過料を拂ふ可

第六則

俄羅斯船も日本港に於て噸税を納め
ざる可然れ共左の謝金を日本運上
所上官に拂ふ可

一船入港の式よそ 二十ルブル二十コピークス

一船出港の式よそ 十ルブル

運上所より出す各箇の免狀及び其

他各箇の證書よそ 二ルブル二コピークス

譯者姓名

運上目録

俄羅斯人より國地に輸入し陸揚する
諸品物を左の運上目録の通り日本政
府へ運上を拂ふ可

第一種

運上を免る可
貨幣を作り或も作らざる金銀

現用の衣服日本に在任する為に求
れる人の所持よりして賣品にあらざ
る家什及び板本

第二種

次の諸品に就ては五分の運上を拂
ふ可し

船の打建網具修復機装に用ふる諸
品

諸種の鯨獵具

蒸氣機具

石炭

亞鉛

鉛

錫

生絹絲

米

粃

麩色及麩色の料

諸種の塩藏食料

諸種の生畜

第三種

蒸餾泡釀或を別法にて製しとる醉
迷の諸飲料を三割五分の運上を拂
ふ可し

第四種

前の諸種中より載せざる諸品物を二割の運上を拂ふ可し

金銀の貨幣并銅の外積荷として輸出する日本産物の諸品を五分の運上を拂ふ可し

若日本政府より於て運上目録を更正せんと欲する時を千八百五十九年第七月一日の後五年よりて之を行ふ可し

ダイエウヒウカチシ 畫押

永井玄蕃頭 畫押

井上信濃守 畫押

堀織部正 畫押

岩瀬肥後守 畫押

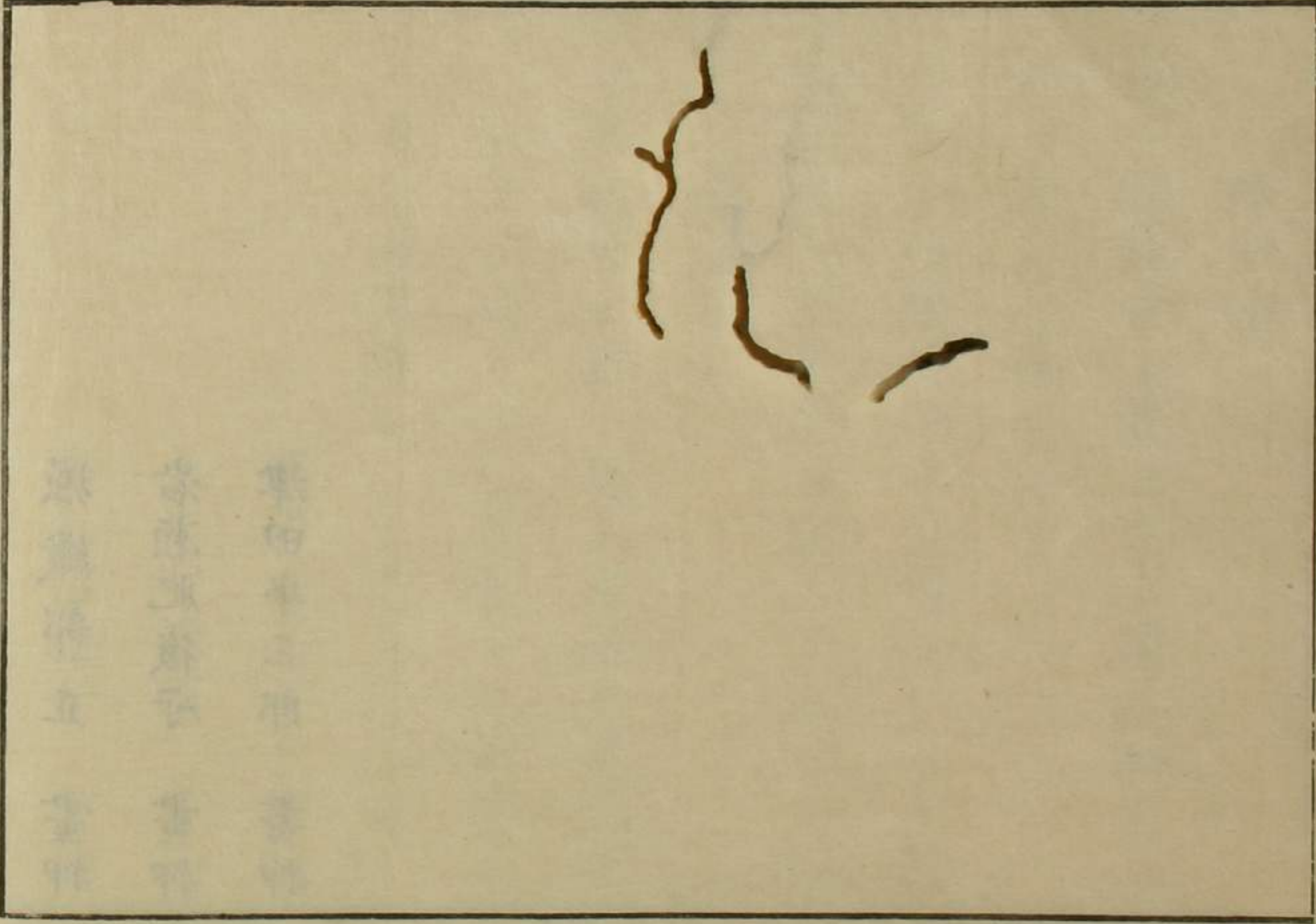
津田半三郎 畫押

此條約并は是に屬せる規則運上目錄
を好く點檢し可なりと許して余殿下
書中載する所一切是を保証鈴定し余
帝の辭を以て自ら約すらく余及び余
が繼嗣等此條約規則運上目錄中は定
めたる諸件を之を傷む可らずと心得
て之を守り可し此事を保定する為は
余等此余が手自畫押せる保証は國章
を鈴定する事を命じたり時より紀元後
一千八百五十九年即我即位の第四年
第二月十六日三彼得堡に於て

アレキサンデル
阿勒散得 畫押

俄羅斯

二十四



外國事務宰相
プリンスアゴルチャコフ
畫押

箕作阮甫
川本幸民
森山多吉郎等謹校

俄羅斯

二十五

大不列顛阿爾蘭合一王國の女王宗旨
の保護者等よして神恵よ頼るヒキト
リア此書を受る諸人よ祝する趣を予
と吾が良兄日本大君との和睦懇親交
易の條約及び日本よ於ける不列顛交
易の規則を英吉利荷蘭日本語にて認
め是が為よ予と吾が良兄の雙方より
命よとる相當の全權を以て吾が王紀
元一千八百五十八年第八月二十六日
江戸に於て是を取結ひ親ら畫押せる
とふり今始めよ書せる條約及び規則
を爰よ添し



日本大君殿下大不列顛阿爾蘭合一王
國の女王殿下兩國の交際を永久懇親
ふらゝめんと欲し且つ其各國臣民交
易の交通を便易よせんと欲して之が
為し平和懇親及び交易の條約を為さ
んとを決し其全權を命せり即ち日本
大君殿下水野疏後守永井玄蕃頭井
上信濃守堀織部正岩瀬肥後守津田半
三郎を命じ大不列顛阿爾蘭の女王殿
下を合一王國のペール爵名よして最古
最貴薊花の義會のルドルデライトオ
ノレーブル尊稱デガラーフランエルヂ

シエンキンカルヂン^名人を命せり此人
と雙方の全權を示し善當ふりとして
次の條々を會同商定しとり

第一條

爰は日本大君殿下大不列顛及び阿爾
蘭合一王國の女王殿下其後嗣世々並
は兩國の所領及び臣民互は永久は和
平懇親ふるべし

第二條

大不列顛及び阿爾蘭の女王殿下は江
戸は居住の辨理公使一員並は此條約
は由りて不列顛交易の爲は開きとし

日本の數港或は諸港は居住のコン
シル或はコンシル代辨を任すべし

大不列顛の辨理公使並はコンシル
ゼ子ラールを故障なく日本國の各部内
を旅行する事當然ふるべし

日本大君殿下は倫敦居住の辨理公使
一員並は大不列顛の數港或は諸港は
居住のコンシル或はコンシル代辨を
任すべし

日本の辨理公使並はコンシルゼ子ラ
ールを故障なく大不列顛の各部内を
旅行する事當然ふるべし

第三條

箱館神奈川長崎の港及び市中を千八百五十九年第七月一日より不列顛臣民の為に開くべし加之次に擧ぐる港及び市中を其下の一に附記しとす月日より不列顛臣民の為に開くべし
新瀉若し新瀉を不都合ふる港かりとせし日本四國九州を除き大地のみを指すの西濱にて都合よき他の一港を千八百六十年第一月一日より兵庫を千八百六十三年第一月一日より
前より載せし諸港及び市中は不列顛

の臣民永住するを得又地を賃し其地にある建物を買ふと當然ふるべし且つ住宅及び倉庫を建するを得べし然れ共住宅倉庫を建するに託して堡砦或は兵備の場所を建つべし此箇條を守り為し或は造營し或は變更し或は修復せる建物を日本上官時に見分するに當然ふるべし

不列顛臣民の建物の為に得べき地所並に港の規則を各地の日本上官及び不列顛コンシル之を定むべし若し其議合せざるときは其事を日本政府及

ひ不列顛の辨理公使は達して其處置
を任すべし

不列顛臣民在留せる場所の周圍は日
本人より絶て牆屏或は門戸を建つ可
らず又其場所へ自由は出入する事の
妨げとふるものを為さるべし

開きとる日本の港にて不列顛臣民次
は出せる疆界の中を其欲する所は隨
て行歩する事自由ふるべし

神奈川を六郷川(川崎と品川の間)に在
りて江戸灣に流れ入る迄其他を各方
へ十里

箱館を各方へ十里

兵庫を京都を距る二十里の地方を除
きて各方へ十里兵庫に來れる船の乗
組人を兵庫と大坂の間はありて海灣
に入る猪名川を越ざらるべし

其距離を前は載せとる各港の御用所
或は衙門より陸地にて度るべく一里
を英吉利尺四千二百七十五ヤルドに
同し

長崎を不列顛臣民其周圍に在る各部
の公領内を歩行するを得べし

新瀉若くは之に代ふべき地の境界を

日本政府と不列顛辨理公使之を定む
べし

千八百六十二年第一月一日より江戸
より千八百六十三年第一月一日より大
坂より交易を為さざとめのみ不列顛臣
民居住する事を得べし○此兩府内
於て家屋を賃し得べき相當の一地並
より行歩するを得べき距離を日本政府
と不列顛辨理公使之を定むべし

第四條

日本大君殿下の所領より於て所有或は
人事より付て不列顛臣民の間より起れる

諸爭論を不列顛上官の裁斷より従ふべ
し

第五條

日本臣民不列顛臣民より對し惡事を為
し罪科あらむ日本上官之を捕へ日本
法度より隨て罰すべし

不列顛臣民日本臣民或は他國の士民
より對し惡事を為さざコンシル或は他
の其職より當れる官員之を糾し大不列
顛の法度より隨て罰すべし

裁斷を雙方共に正直よりして偏頗なく
取り行ふべし

第六條

不列顛臣民日本人と對して訟を為す
へき道理ある時をコンシル館に赴き
其愁苦を訴ふべしコンシル事の次第
を吟味し親切に是を處置するを務
むべし

前條に等しく若し日本人不列顛臣民
と對して訟を為すべき道理ある時を
コンシル矢張同様其訟を聞き親切
に是を處置するを務むべし
こゝに爭論起りコンシル親切に是を
處置し得ざる不との次第ある時を日

本上官の扶助を求め一同して事の次
第を吟味し正しく之を判断すべし

第七條

若し日本臣民不列顛臣民と對して捕
債の償を欠き或は奸曲を以て逃匿せ
んとする者ある時を日本上官其人を
裁判所へ呼出し嚴重に之を償せしむ
るを務むべし若し不列顛臣民奸曲
を以て逃匿し或は日本臣民と對して
捕債の償を欠く者ある時を不列顛上
官も同様其人を裁判所へ呼出し嚴
重に之を償せしむるを務むべし

日本政府も不列顛政府も日本臣民或
と不列顛臣民の逋債を償ふとふ

第八條

不列顛臣民日本人を正當の筋よ於て
使役せざ日本政府絶てこれを制止せ
ざらべ

第九條

日本在任の不列顛臣民と勝手よ其神
を崇奉することを許すべし是が為よ相
應の禮拜所を建立するに當然あらべ
し

第十條

外國の諸貨幣も日本よ於て通用すべ
し且つ同種の日本貨幣と同重同價と
あらべし

不列顛臣民及び日本臣民互よ拂方を
為すよ外國貨幣或も日本貨幣を用ふ
ると勝手あらべし

日本人外國貨幣の價を知ると至ると
を數時月を須つが故よ日本政府港を
開く後毎よ各一年の間を日本貨幣を
以て不列顛臣民の為よ其貨幣よ引替
へ與ふべし其時同重を與へて鑄直し
のよめよ分割を取らざらべし

諸種の貨幣(日本の銅錢を除き)及び貨幣
幣を作らざる外國の金銀を日本より
輸出するを得べし

第十一條

不列顛海軍の用意の品を運上を拂ふ
となく神奈川箱館長崎と陸揚げし不
列顛政府役人の慥に預れる倉庫中
に納め得べし然れ共此用意の品を日本
に於て賣拂ふ時を買主より日本上官
に規定の運上を拂ふべし

第十二條

時ありて不列顛船日本海岸にて厄難

に遭ひ或る破船或る止む事を得ず日
本大君領内の港に遁れ入るとあらむ
日本上官其報を聞か直に可成丈之を
扶助し其船中の人を懇切に取扱ひ止
を得ざる時を最寄のコンセル館へ送
る手當を為すべし

第十三條

日本の開きとる港の沖に來る不列顛
高船を港内に入るとめよ水先案内を
雇ふと自在とるべし
不列顛高船總て規定通りの通債及び
運上を拂濟し出帆の用意整ひし後を

港外より出んぐ為り前同様水先案内を
雇ふことを得べし

第十四條

交易の爲り開き各港に於て不列顛臣
民禁制をあらざる諸種の商品に自國
或も他國の港より輸入し其地にて賣
拂ひ且買入れ自國或も他國の港に輸
出すること十分自在とすべし但し當今
の條約に添へたる運上目録に記せる
通りの運上拂濟の上も一切他の雜費
を出さず及ぶ
日本政府及び外國人とのみ賣ることを

得べき軍用物品を除き不列顛人日本
人互に其所持の賣品を賣買し並に其
價を償ひ又之を請取る事と就て日本
役人の立合ふく自在と之を行ふ可し
又貴賤の差別なく總て日本人を不列
顛臣民より賣りたる品を賣買し所持
し又も自用と爲すを得べし

第十五條

日本の運上役人荷主より附けたる品
物の價を不満と思ふ時を運上役人之
價を附け其價附り従て其品物を買
取らざることを談すべし

荷主其談トを取用ふるを拒む時を荷主其價附の通り又運上を拂ふべし若し其談トを承引する時を其買入代料を遅滞なく且つ少しも減少する事なく拂ふべし

第十六條

不列顛臣民よ由て日本よ輸入し此條約よ取極まる運上拂濟の諸貨物を日本人之を國中の各部内へ輸送すとも貨物運上通路運上等其外何運上よても一切拂ふ事かろるべし

第十七條

不列顛商人日本の開きたる港内よ商物を輸入し其運上を拂ひ日本運上役所の上官より其拂濟の證書を得たる後右の商物を再び輸出し他の開きたる港よ陸揚げするとも加税を一切拂むさると當然かろるべし

第十八條

各港の日本上官詐欺或を密賣を防ぐため最都合好き規則を立つべし

第十九條

都て此條約中よ定めたる過料或を取上物を日本大君殿下の政府よ屬し其

有とあすべし

第二十條

此條約書に添ふる交易規則の箇條を
此條約書の一部分なりと看做して此
條約を取結へる兩國及び其臣民同様
之を守らるべし

日本在任の大不列顛の辯理公使を日
本政府より其職を命せられし人々
と共に此條約の規定及び是に添ふる
貿易規則の箇條を十分は取行しむ
るは必要なる規則を立る權を有つべ
し

第二十一條

此條約を日本英吉利和蘭語にて書き
其譯文盡く同義同意なりと雖も和蘭
譯文を原文として視らるべし然し都て大
不列顛女王殿下の辯理公使及びコン
スル代辯より日本上官に致す公告を
向後英語にて書すべきこと勿論なり
然れども事を為し易うらしめんため
は此條約は姓名を手記する日より後
五年の間は和蘭譯若くは日本譯を添
ふべし

第二十二條

此條約を取結ひし兩國何方よても
實驗を以て願ふしとする改革を之よ
加へんと欲せし其方より一ヶ年前より一
方よ通達して千八百七十二年第七月
一日より後條約の更正を為すべきこと
を雙方同意せり

第二十三條

日本大君殿下より他國の政府或は臣
民よ許し或は向後許さるる殊典寛典
利益を不列顛政府及び其臣民も妨げ
無く同様よ之を得べきこと今度駁と之
を約せり

第二十四條

此條約の保証を日本大君殿下の名印
大不列顛及び阿爾蘭の女王殿下畫押
を用ひ書尾畫押の當日より後一年内
に江戸よて取替すべし
此證據のよめ雙方の全權此條約よ畫
押調印せり

我主の千八百五十八年第八月二十六
日即ち日本安政五年戊午七月十八日
江戸よ於て之を為せり

額爾金金額爾田畫押在印

水野筑後守 畫押

永井玄蕃頭	畫押
井上信濃守	畫押
堀織部正	畫押
岩瀬肥後守	畫押
津田半三郎	畫押

日本に於て不列顛交易を為す規則

第一則

不列顛船日本の港に到着の後四十八時^洋中(日曜日を除く)甲比丹或は頭人日本運上所の上官に不列顛コンヒルの請取書を示すべし此請取書を船の諸書付積荷書等を不列顛コンヒル館に預りし由を記す者かり此時船の名其船を出しし港の名噸數甲比丹或は頭人の名旅客^若之あらむの名^無人數を認めし書付を差出して

其船の届を為すべし此書付よを甲比
丹若も頭人其實記とす事を證し其姓
名を自記すべし同時に其積荷の報書
を預くべし此報書を荷物の記號番號
入目を積荷書に認めとす通し記し並
し荷物送先の一人或も數人の名を記
す者あり又此報書よを船中用意品の
目錄を加へ甲比丹或も頭人其總積荷
及び船中用意品の實記とす事を證し
其姓名を自記すべし

此報書中よ間違あるを見出し二十四
時^洋（日曜日を除く）中よ改むれを謝金

を價ふよ及ず然れ共此期限後よ報書
を改め或も追次の報書を出す時を十
五ドルラルの謝金を償ふべし

報書中よ載せさる諸品を陸揚せし時
よ二重の運上を拂ふべし

甲比丹若も頭人此規則書よ記しとす
時限中よ日本の運上所よ其船の入港
の式を怠る時よ其怠りとす日數一日
毎よ六十ドルラルの過料を拂ふべし

第二則

日本政府よ其港内の各船（軍艦を除く）
中よ運上役人を置く事當然とすべし

番運上役人を丁寧よ取扱ひ其船中よ
て成るよけ相當の便易を得せよむべ
日没より日出迄の間を運上所の上官
より別段の免許ある外を船より絶て
荷物を卸さざらば一船口其他船中の
荷物^{三ツツ}を藏せる所へ通する諸所を日没
より日出迄の間も日本役人之を封印
鎖鑰及ひ他の封方よて封鎖すべし若
相當の免許なくして此の如く封鎖し
たる通行口を開き或も日本運上役人
の施したる封印鎖鑰及び他の封鎖の

品を破り或も取除く人あらむ其犯せ
る各人其犯せざるとよ六十ドルラル
の過料を拂ふべし

日本運上役所へ次よ定めたる通り當
然の届を為さずして船より卸し或も
卸さんと謀りし品物を取押へて取上
くべし

日本の收納を害せんと謀りて高價か
る品物を直段書よ載せず包品の中よ
隠し置くことあらむ其包品を取上くべ

不列顛船日本の開うざる港よて品物

を密賣し或も密賣せんと謀りし時を
其諸品を日本政府より取上り可し且其
船より其犯せし毎より一千ドルラルの
過料を拂ふべし

修復を要する船を之が為し運上を拂
せしめて其積荷を陸揚するを得べし
斯の如く陸揚しし諸品も日本上官
預り置く可し凡て倉庫の借料工役並
し番守の料も相當し拂ふべし然しか
ら此の如き荷物の内を賣拂ふ事あ
らむ其賣りしとる丈を定りし運上を
拂ふべし

運上を拂せしめて積荷を同港内の他
船に移すを得べし然れとも都て之を
他船へ移すよも先運上所の上官其事
の潔白なることを十分し驗知せし後之
を積移す為し其上官の免状を受け日
本役人の立會を得て之を為すべし
阿片の輸入を制禁ふる故し高賣のよ
めし日本よ來る不列顛船中阿片重し三
斤以上を所持する時を其過分の量を
日本上官取上りて滅却すべし且阿片を
密賣し又も密賣せんと謀りし一人或
も數人を阿片一斤毎より十五ドルラ

の過料を拂ふべし

第三則

荷主或は品物送先の人其品物を陸揚せんと欲する時も日本運上所へ其品物の届を為すべし其届を書面より仕立て届を為す人の名品物を積越しし船の名品物の記號番號荷數入目並に包毎の價高を記し届書中より載せし諸品の總價高を其末より記すべし届書毎に荷主或は品物送先の人此時差出せる届書を品物の真價を載せ日本運上の害とふるべきものを絶て匿

さししを證書し其證書より其姓名を自記すべし

斯く届けし品物の本直段書を運上所の上官より差出し上官其届書より記しし品物を點檢し終り迄之を其手元より留め置くべし

日本役人斯く届けし包を或は二三或は悉皆點檢する為し之を運上所へ送り得べし然れども之を點檢するに輸入主より失費を掛ず又品物を損すべからず點檢の後日本人品物を成る丈再び其元の體より包むべし又此點檢謂

れなく手間取らざらざ
荷主或は輸入主其品物入手せざら
前より輸入の旅途にて損傷したるを見
出す時其損傷を運上所の上官へ報
告し巧者よして依怙最負ふきもの二
人以上をして其損傷したる品物の價
を附さすべし其者共相當検査の後毎
包の損し高を分割し記し其記號番號
を書加へたる證書を認め運上所上官
の前より其直踏せし人其姓名を是より
手記し輸入主届書に此證書を添へ其
内より夫丈の高を差引くべし然れ共

此規則書を添へたる條約の第十五條
より定めたる通り運上所の上官其品物
の價を附し事妨かゝるべし
運上拂濟の後を荷主其品物の運上所
或は船中にあると拘らず引渡免狀を
受取るべし
輸出するは極りたる諸品を船に送る
前より日本運上所より届くべし其届を書
面に仕立品物を輸出すべき船の名色
の記號番號入高品種價値を記すべし
輸出主此届を其中より載たる諸品の實
記ある事と證書し其姓名を自記すべし

運上所へ届ざり以前は輸出せんとし
て船に積込しる品物並に禁制の品物
を匿せる諸色も日本政府へ取上くべ
し
船の用具乗組人又旅客の入用物或は
旅客の衣服等も運上所へ届くるよ及
びず

第四則

出港の式を済さんと欲する船を二十
四時^洋前運上所へ案内すべし此時
限の終りも出港の式を済すと當然お

るべし然れとも若し運上所の上官之を
拒む時を直し甲比丹又は其船を差向
けられし人へ其故を告げ且又之を
不列顛コンシルに知らすべし

不列顛の軍艦を入港出港の式を運上
所へ済すよ及むず又日本の運上役人
若くは廻方役人其艦に到らざればし
不列顛の郵便を送る蒸氣船を入港出
港の式を同日に済すよを得日本に陸
揚すべき旅客と品物との外を報書を
差出すよ及むざりべし然れ共此の如
き蒸氣船を度毎に運上所へ入港出港

の式を濟すべし
用意品の為に入港する鯨獵船或を危
難に遇ひし船を其積荷の報書を出
すに及ばず然れ共若其後交易せんと
欲する時を第一則の通に報書を差出
すべし
船と言へる詞を此規則書並に是を添
へたる條約書中何れの所よりありと
もレキップバルクブルキスクー子ルス
ループ又蒸氣船を指言ふと知るべし
第五則
日本の收納を害せんとする意を以て

偽りの告知或を偽りの證書に姓名を
手記する者を其犯せる毎に百二十五
ドルラルの過料を拂ふべし

第六則

不列顛の船を日本の港に於て噸税を
納めざるべし然れども次の謝金を日
本の運上所上官に拂ふべし

- 一 船入港の式よを 十五ドルラル
- 一 船出港の式よを 七ドルラル
- 各箇の免狀よを 一ドルラル半
- 各箇の健固狀よを 一ドルラル半
- 其他各箇の證書よを 一ドルラル半

第七則

國地より揚ぐる諸品物を次の運上目録の通り日本政府へ運上を拂ふべし

第一種

此種中より記せる諸品を運上を免る

べし

貨幣より造り或は貨幣より造らざる金

銀

現用の衣類

日本より在任する為より来れる人の所持よりして賣品よりあらざる家什及び

板本

第二種

次の諸品より就ても五分の運上を拂

ふべし

船の打建網具修復或は艀装より用る

諸品

諸種の鯨獵具

諸種の鹽藏食料

麵包及び麵包の料

諸種の生畜

石炭

家屋建造の材木

米

糸

蒸氣機具

亞鉛

鉛

錫

生絹糸

木綿及び毛を以て製せる品物

第三種

蒸餾泡釀或も別法にて製しとる酔
迷の諸飲料を三割五分の運上を拂
ふべし

第四種

前の諸種中より載せざる諸品物を二
割の運上を拂ふべし

金銀の貨幣及び棹銅の外積荷とし
て輸出する日本産物の諸品を五分
の運上を拂ふべし

日本に産しとる米と小麦を日本よ
り積荷として輸出すべからず然れ
ども都て日本に在居せる不列顛臣
民及び不列顛船の乗組人並に旅客
の為とも十分の貯を供すべし

不列顛船にて日本の開きし港に持
渡りしとる外國の穀物を少しも陸揚

せざる時も再び之を輸出して故障
かゝるべし

産する所の銅要用外の分も日本政
府より時々公の入札にて賣るべし
日本政府或不列顛政府輸出入品
物の運上よ就て更正をふさんと欲す
る時も神奈川開港の後五年よして之
を行ふべし

額爾金エルクンケル額爾田 在印

水野筑後守 畫押

永井玄蕃頭 畫押

井上信濃守 畫押

堀織部正 畫押

岩瀬肥後守 畫押

津田半三郎 畫押

余等右の條約並に附屬の規則を熟視
し、その後各箇の箇條及び節目を悉く
善當かりと定め、故に予今予と子
孫との為に是を善當かりと定めて
保證するものなり、今王言を以て堅く
誓ふ所を右の條約及び規則中に載述
せる事を悉く誠實に取行ふべく、吾力
の及ぶべきことを決して誰れも是を破
らざめ、或は如何なる事を以てすと
も是を犯さざめざらば、是諸事
の中にも格別なる規式よりして重き
事なるを為し、予吾大不列顛阿爾蘭合

一王國の大章を此書に押して予親ら
姓名を記せり
吾主紀元一千八百五十八年即位後一
十二年第十一月二十二日井ンドソル
城の政廳に於てす

箕作阮甫
川本幸民 等謹譯
森山多吉郎等謹校

神の恵み人の歸服を得とる佛蘭西國
帝ナボレヲン此書を見へき諸人よ千
八百五十八年第十月九日佛蘭西國と
日本國との間よ取結とる永世和平懇
親の條約及び交易の規則を祝し告ぐ
條約規則の所載左の如し

日本大君殿下佛蘭西帝殿下兩國の交
際交易を始め永久利益からしめんと
欲して之が為し懇親及び交易の條約
を為さんことを決し其全權を命せり即
ち日本大君殿下も高官水野筑後守永
井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥
後守野々山鉦藏に命し佛蘭西帝殿下
を格別高位の使節レバロングローに
命せり此人、其雙方の全權を示し相
當ふりとして次の條々を會同商定す

第一條

爰し日本大君殿下及び其世嗣佛蘭西

帝殿下及び其世嗣并に兩國の間永久
に和平懇親あるべし

佛蘭西帝殿下を佛蘭西國に在留する
日本人を懇親に處置すべく日本大君
殿下を日本國に在留する佛蘭西人を
懇親に處置すべし

第二條

佛蘭西帝殿下をミニストル一員を江
戸に置きコンシール或はコンシールに代
る職分の人を此條約に由て開きとし
日本の數港或は諸港に置くべし
佛蘭西のミニストル并にコンシールに

子ラールを故障なく日本國の各部内
を旅行するに當然あるべし

日本大君殿下をミニストル一員を巴
黎斯に置きコンシール或はコンシールに
代る職分の人を佛蘭西の數港或は諸
港に置くべし

日本のミニストル并にコンシールに子
ラールを故障なく佛蘭西國の各部内
を旅行するに當然あるべし

第三條

箱館神奈川長崎の港及び市中を千八
百五十九年第八月十五日より佛蘭西

人の為に開きて隨意に交易せしむべし此の他次に擧ぐる港及び市中を之に添ゆる月日より開くべし

新瀉若し此港を不都合ふりとせむ日本四國九州を除き大地を差すの西濱にて他の一港をむ千八百六十年第一月一日より

兵庫を千八百六十三年第一月一日より

前より載せし諸港及び市中に佛蘭西人永住するを得又地を賃し其地にある建物を買ふと當然なるべし且住宅及び倉庫を建つとを得然れ共住宅

倉庫を建つと託して堡砦或は兵備等の場所を建つべからず此箇條は従ふ為に建物を或は造營し或は變更し或は修復するに當て日本上官時々見分すると當然なる可し

佛蘭西人の建物の為に得べき地所并は港の規則も各地の日本上官及び佛蘭西コンシル之を定むべし若し其議合せざる時を其事を日本政府及び佛蘭西ミニストルに達して其處置を任すべし

佛蘭西人在留せる場所の周圍は日本

役人より絶て牆屏或は門戸を建つべ
うらず又其場所は自由は出入する事
の妨げとふるものを為さるべし
開きとる日本の港にて佛蘭西人次は
定めとる疆界の中を行歩する事自由
ふる可し
神奈川を川崎と品川との間を流る
六郷川迄其他を各方へ十里
箱館を各方へ十里
兵庫を各方へ十里然れ共京都の方を
除くべし但し京都より十里四方へ近
く可らず

佛蘭西船の乗組人も兵庫と大坂の間
は流れて攝州の海灣は入る猪名川を
越ざら可し

其距離を前は載せとる各港の衙門或
は御用所より陸地にて度り定む可し
長崎を佛蘭西人其周圍は在る各部の
公領内を行歩するを得べし
新瀉若くは之は代ふべき地の境界を
追て日本政府と佛蘭西ミニストル之
を定むべし

佛蘭西人交易を為す為のみ千八百
六十二年第一月一日より江戸は千八

百六十三年第一月一日より大坂に居
住するを得べし。○此兩府内に於て
家屋を賃し得べき一地并に行歩する
を得べき距離を日本政府と佛蘭西と
ニストル之を定むべし。

第四條

日本在任の佛蘭西人を勝手し其神を
崇奉するを許すべし。是が為し其在
任所し堂宮を建立するに當然あるべ
し。日本に於る踏繪の風習を既に之を
廢せり。

第五條

佛蘭西人の間し互に起せる争論を佛
蘭西のミニストル或はコンシール之を
裁斷すべし。

第六條

佛蘭西人日本人に對し惡事を為さむ
佛蘭西コンシール之を聞糾し佛蘭西の
法度し隨て罰すべし。日本人佛蘭西人
に對し惡事を為さむ日本上官之を聞
糾し日本の法度し隨て罰すべし。
裁斷を雙方共し正直しして偏頗なく
取行ふべし。

第七條

佛蘭西人日本人と對して訟を爲すべ
き道理ある時をコンシル館に赴き愁
訴す可しコンシル事の次第を吟味し
親切に之を處置すべし又日本人佛蘭
西人と對して訟を爲すべき道理ある
時を奉行所に赴き愁訴すべし奉行事
の次第を吟味し親切に是を處置すべ
し
コンシル處置し得ざる不との事ある
時を日本上官の扶助を求め一同して
正しく之を判断すべし

第八條

開きとる各港に於て佛蘭西人禁制に
あらざる諸種の商品に自國或は他國
の港より輸入し其地にて賣拂ひ且つ
買入れ自國或は他國の港に輸出すべ
し其時此條約に添へとる運上目錄に
定る通りの運上を拂ふ可し

日本政府及び外國人のみ賣るるを
得べき軍用物品を除き佛蘭西人日本
人互に其所持の賣品を賣買し并に其
價を償ひ又之を請取る事と就て日本
役人の立合ふく自在に之を行ふ可し
又貴賤の差別なく總て日本人を佛蘭

西人より賣りたる品を賣買し所持し
又も自用と為すを得べし

日本在留の佛蘭西人日本人を雇ふと
も日本上官之を妨るゝ可し

第九條

此條約書に添たる交易規則の箇條を
此條約を取結へる兩國同様之を守
る可し

佛蘭西のミニストルも日本の高官と
共し此條約の規定及び是に添たる交
易規則の箇條を十分し取行むる
必要なる規則を決定す可し

第十條

日本政府も各港に禁制の品を輸入す
るを防ぎ又高税を拂もざる欺きを防
ぐ為の規則を設く可し

都て此條約及び交易規則の箇條中
定めたる過料或も取上物も日本政府
の有とふすべし

第十一條

日本の開きたる港に來る佛蘭西船を
水先案内を雇ふと自在とすべし又借
財及び運上を拂濟し出帆の用意整ひ
し後港外迄水先案内を雇ふとを得

可

第十二條

佛蘭西人日本の開きとる港内は商物を輸入し其運上を拂ひ日本運上所の上官より其拂濟の證書を得とる後其地にて賣れざるとき之を再び他の開きとる港に輸送して賣拂ふとも運上を拂ふとふらる可

第十三條

佛蘭西人より日本の開きとる港内は輸入し此條約は取極とる運上拂濟の諸貨物を日本人之を國中の各部内へ

輸送し賣拂ふとも他の運上を拂ふとふらる可

第十四條

外國の諸貨幣を日本に於て通用すべし且つ同種の日本貨幣と同重同價とる可し即金を金と銀を銀と比較す可し日本人佛蘭西人互に拂方を為すは外國貨幣或は日本貨幣を用ふるに勝手ふる可し

日本人外國貨幣の價を知らざる故に日本政府各港を開きし始より佛蘭西

人の為に當用どけ日本貨幣を以て其貨幣に引替へ與ふ可し其時雙方の貨幣を掛合せ同重を與ふ可し

諸種の貨幣及び貨幣に作らざる外國の金銀も日本より輸出することを得べし然れ共日本の銅錢及び貨幣に作らざる金銀も輸出す可うらず

第十五條

佛蘭西商人運上を減するが為に物價を減する時も日本の運上役人之を吟味し之に價を附くべし若佛蘭西商人此價附を承允する時も日本運上役人

其品物を買入るべし然れ共其價附も日本運上役人に渡すを承允せざる時も佛蘭西商人日本運上役人の價附も從て運上を拂ふべし

第十六條

佛蘭西船日本領内にて厄難に遭ひ或を破船する時日本上官其報を聞けども可成丈之を扶助し其船中の人を懇切に取扱ひ最寄のコンシル館へ送る可し

第十七條

佛蘭西海軍の用意の品を運上を拂ふ

となく神奈川箱館長崎に陸揚げし佛蘭西役人の預れる倉庫中に納め得べし然れ共此用意の品を日本人或は日本在留の異國人に賣拂ふ時を買主より日本上官に規定の運上を拂ふ可し

第十八條

日本人佛蘭西人に對して逋債の償を欠き或は逃匿し得る者ある時を日本上官其人を吟味し嚴重之を償せしむべし若佛蘭西人日本人に對して逋債の償を欠き或は逃匿し得る者ある時を佛蘭西コンソル其人を吟味し嚴重

重之を償せしむ可し

日本政府も佛蘭西政府も日本人或は佛蘭西人の逋債を償ふとなく

第十九條

向後日本大君殿下より他國人に許さるべき諸利益を佛蘭西政府及び佛蘭西人も同様し許さる可し

第二十條

日本政府或は佛蘭西政府此度取結びたる條約に改革を加ふ可きとあれども一箇年前に通達し置き千八百七十二年八月十五日より後更正を為し得

可一

第二十一條

佛蘭西ミニストル及びコンシルより日本上官に致す公告を佛蘭西文にて書すべし然れ共諸事を速に領解せしめんを為し五箇年の間を日本譯を添ふ可し

第二十二條

此條約の保証を日本大君殿下の名印と佛蘭西帝殿下の畫押及び書印を用ひ書尾畫押の當日より後一年内に日本江戸にて日本の高官と佛蘭西の使

節とよて取替す可し

此條約を日本の方よりを日本語にて書し日本の片假名譯を添へ佛蘭西の方よりを佛蘭西語にて書し日本片假名譯を添ふ是書皆同意よりて更し異ることあり然れ共尚明亮ならんが為し雙方より和蘭譯書を加へたり日本及び佛蘭西にて和蘭語を解し得る者あればち若解し難き事あらむ此和蘭譯文を以て之を明らよすべくして其意を亞墨利加不列顛魯西亞より出るとるものと相同し

此證據のよめ兩國の全權此條約を畫
押調印せり

千八百五十八年第十月九日即日本安
政五年戊午九月三日江戸に於て之を
為せり

パロンゴロー 在印

水野筑後守 畫押

永井玄蕃頭 畫押

井上信濃守 畫押

堀織部正 畫押

岩瀬肥後守 畫押

野々山鉦藏 畫押

日本に於て佛蘭西交易を為す規
則

第一則

佛蘭西船日本の港に到着の後四十八
時^{洋時}中^日日曜日を除く甲比丹或は頭
人日本運上所の上官に佛蘭西コンシ
ルの請取書を示すべし此請取書を船
の諸書付積荷書等を佛蘭西コンシ
館に預りしる由を記す者あり
此時船の名其船を出ししる港の名噸
數甲比丹或は頭人の名旅客若之あら
ざる名乗組人を認めしる書付を差出

して其船の届を為すべし此書付よを
甲比丹若くは頭人其實記する事を證
し其姓名を自記すべし同時に其積荷
の報書を預く可し此報書を荷物の記
號番號入目を積荷書に認めよる通に
記し并に荷物送先の一人或は數人の
名を記す者あり又此報書よを船中用
意品の日録を加へ甲比丹或は頭人其
總積荷及び船中用意品の實記よる事
を證し其姓名を自記す可し

此報書中よ間違あるを見出し二十四
時洋時日曜日を除く中よ改むれど謝金

を償ふよ及ず然れ共此期限後よ報書
を改め或は追次の報書を出す時を八
十一フランクの謝金を償ふ可し
報書中よ載せざる諸品を陸揚せし時
を二重の運上を拂ふ可し
甲比丹若くは頭人此規則書よ記しよる
時限中よ日本の運上所よ其船の入港
の式を怠る時を其怠りよる日數一日
毎よ二十四フランクの過料を拂ふ可

第二則

日本政府を其港内の各船軍艦を除く

中ニ運上役人を置く事當然たる可
諸運上役人を丁寧ニ取扱ひ其船中
て成るゝけ相當の便易を得せしむ可
日没より日出迄の間を運上所の上官
より別段の免許ある外を船より絶て
荷物を卸さるべし三ツリテ船口其他船中の
荷物を藏せる所へ通ずる諸所も日没
より日出迄の間を日本役人之ニ封印
鎖鑰及び他の封方にて封鎖すべし若
相當の免許なくして此の如く封鎖し
たる通行口を開き或も日本運上役人

の施したる封印鎖鑰及び他の封鎖の
品を破り或も取除く人あらむ其犯せ
る各人其犯せるごとよ三百二十四フラ
ンクの過料を拂ふ可し

日本運上役所へ次々定めたる通り當
然の届を為さずして船より卸し或も
卸さんと謀りし品物も取押へて取上
く可し

日本の收納を害せんと謀りて償ある
品物を直段書ニ載せず包品の中ニ隠
し置くとあらむ其包品を取上ぐ可し
佛蘭西船日本の開きする港にて品物

を密賣し或も密賣せんと謀りし時を
其諸品を日本政府より取上くべし且其
船より其犯せる毎に五千四百フラン
クの過料を拂ふ可し

修復を要する船を之が為し運上を拂
わざりて其積荷を陸揚するを得べし
此の如く陸揚ししる諸品を日本上官
預り置くべし凡て倉庫の借料工役并
し番守の料も相當に拂ふべし然れ共
此の如き荷物の内を賣拂ふとあらむ
其賣りしる丈も定りしる運上を拂ふ
可し

運上を拂わざりて積荷を同港内の他
船に移すを得べし然れ共都て之を他
船へ移すも先運上所の上官其事の
潔白ふることを十分は驗知せし後之を
移すべき上官の免状を受け日本役人
の立會を得て之を為す可し

阿片の輸入を制禁ふる故に高賣のよ
めし日本より來る佛蘭西船中阿片重さ
三斤以上を所持する時を其過分の量
を日本上官取上て減却すべし且阿片
を密賣し又も密賣せんと謀りし一人
或も數人も阿片一斤毎に八十一フラン

ンクの過料を拂ふ可一

第三則

荷主或も品物送先の人其品物を陸揚
せんと欲する時も日本運上所へ其品
物の届を為す可一其届を書面又仕立
て届を為す人の名品物を積越しより
船の名品物の記號番號荷數入目并
毎包の價高を記し届書中又載せし
諸品の總價高を其末に記す可一
届書毎に荷主或も品物送先の人此時
差出せる届書に品物の真價を載せ日
本運上の害とふるべきものを絶て匿

きくるとを証書一其証書に其名を自
記す可一

斯く届けし品物の本直段書を運上
所の上官に差出一上官其届書に記し
し品物を點檢し終る迄之を其手
元留め置く可一

日本役人斯く届けし包を或も二三
或も悉皆點檢する為之を運上所へ
送り得べし然れ共之を點檢するは輸
入主に失費を掛ず又品物を損すべ
らず點檢の後日本人品物を成る丈に
再び其元の體に包むべし又此點檢謂

れかく手問取ら可らず
荷主或も輸入主其品物を入力せざら
前より輸入の旅途にて損傷したるを見
出す時其損傷を運上所の上官へ報
告し巧者より依怙最負ふきもの二
人以上をして其損傷したる品物の價
を附さすべし其者共相當検査の後毎
包の損し高を歩割り記し其記號番號
を書加へたる證書を認め運上所上官
の前にて其直踏せし人其名を是より手
記し輸入主届書に此證書を添へ其内
より夫丈の高を差引くべし然れ共此

規則書を添へたる條約の第十五條に
定めたる通り運上所の上官其品物に
價を附すと妨かり可し
運上拂濟の後を荷主其品物の運上所
或も船中にあると拘らず引渡しの免
狀を請取ら可し
輸出するに極りたる諸品を船に送ら
前より日本運上所へ届くべし其届を書
面に仕立て品物を輸出すべき船の名
包の記號番號入高品種價値を記すべ
し輸出主此届を其中に載せたる諸品
の實記あるとを證書し其名を自記す

可
運上所へ届ざり以前は輸出せんとし
て船に積込らるる品物并に禁制の品物
を匿せる諸包を日本政府へ取上り可
し
船の用具乗組人又旅客の入用物或は
旅客の衣服等を運上所へ届くるる及
ばず

第四則

出港の式を済さんと欲する船を二十
四時^洋前^時に運上所へ案内すべし此時
限の終るる出港の式を済すと當然ふ

るべし然れ共若し運上所の上官之を拒
む時を直し甲比丹又は其船を差向け
られらるる人へ其故を告げ且又之を佛
蘭西コンヒルに知らす可し

佛蘭西の軍艦を入港出港の式を運上
所へ済す及ばず又日本の運上役人
若し廻方役人其艦に到らざり可し

佛蘭西の郵便を送る蒸氣船を入港出
港の式を同日に済すを得日本に陸揚
すべき旅客と品物との外を報書を差
出す及ばざり可し然れ共此の如き
蒸氣船を度毎に運上所へ入港出港の

式を濟す可し

用意品の為に入港する鯨獵船或も危
難に遇ひたる船も其積荷の報書を差
出す及むず然れ共若其後交易せん
と欲する時を第一則の通り報書を
差出す可し

船と言へる詞を此規則書并は是を添
へたる條約書中何れの所之ありと
もシキツバルクブルキスクー子ル
スループ又蒸氣船を指言ふと知可し

第五則

日本の收納を害せんとする意を以て

偽りの告書或も偽りの証書は姓名を
手記する者を其犯せる毎に六百七十
五フランクの過料を拂ふ可し

第六則

佛蘭西の船を日本の港に於て噸税を
納めざるべし然れ共次の謝金を日本
の運上所上官に拂ふ可し

一船入港の式は 八十一フランク

一船出港の式は 三十七フランク八十センチメ

各箇の免状は 八フランク十センチメ

各箇の健固状は 八フランク十センチメ

其他各箇の證書は 八フランク十センチメ

第七則

國地に揚る諸品物を次の運上目録の通り日本政府に運上を拂ふ可し

第一種

此種中に記せる諸品を運上を免る可し

貨幣を造り或も貨幣を造らざりし金

銀

現用の衣類

日本に在留するが為に来れる人の所持にして賣品をあらざりし家什及び板本

第二種

次の諸品に就ても五分の運上を拂ふ可し

船の打建網具修復或も艤装に用ふる諸品

諸種の鯨獵具

諸種の鹽藏食料

麵包及び麵包の料

諸種の生畜

石炭

家屋建造の材木

米

靱

蒸氣機具

亞鉛

鉛

錫

生絹絲

木綿及び毛を以て製せる品物

第三種

蒸餾泡釀或も別法にて製する酒
迷の諸飲料を三割五分の運上を拂
ふ可し

第四種

前の諸種中より載せざる諸品物を二
割の運上を拂ふ可し

金銀の貨幣及び樟銅の外積荷とし
て輸出する日本産物の諸品を五分
の運上を拂ふ可し

日本より産する米と小麦を日本よ
り積荷として輸出すべからず然れ
共都て日本に在居せる佛蘭西人及
び佛蘭西船の乗組人并に旅客の為
にも十分の貯を供すべし

佛蘭西船にて日本の開きし港に持
渡りたる外國の穀物を少しも陸揚

せざるときも再び之を輸出して故障
ふらふ可し

産する所の銅要用外の方も日本政
府より時々公の入札にて賣る可し
日本政府或も佛蘭西政府輸入輸出品
物の運上よ就て更正をふさんと欲す
るときも神奈川開港の後五年よして之
を行ふ可し

バロンゴロー 畫押在印

水野 筑後守 畫押

永井 玄蕃頭 畫押

井上 信濃守 畫押

堀 織部正 畫押

岩瀬 肥後守 畫押

野々山 鉦藏 畫押

前記記載する條約の數件を我輩再
檢査して其事件を公よふ永世懇親
を保護す

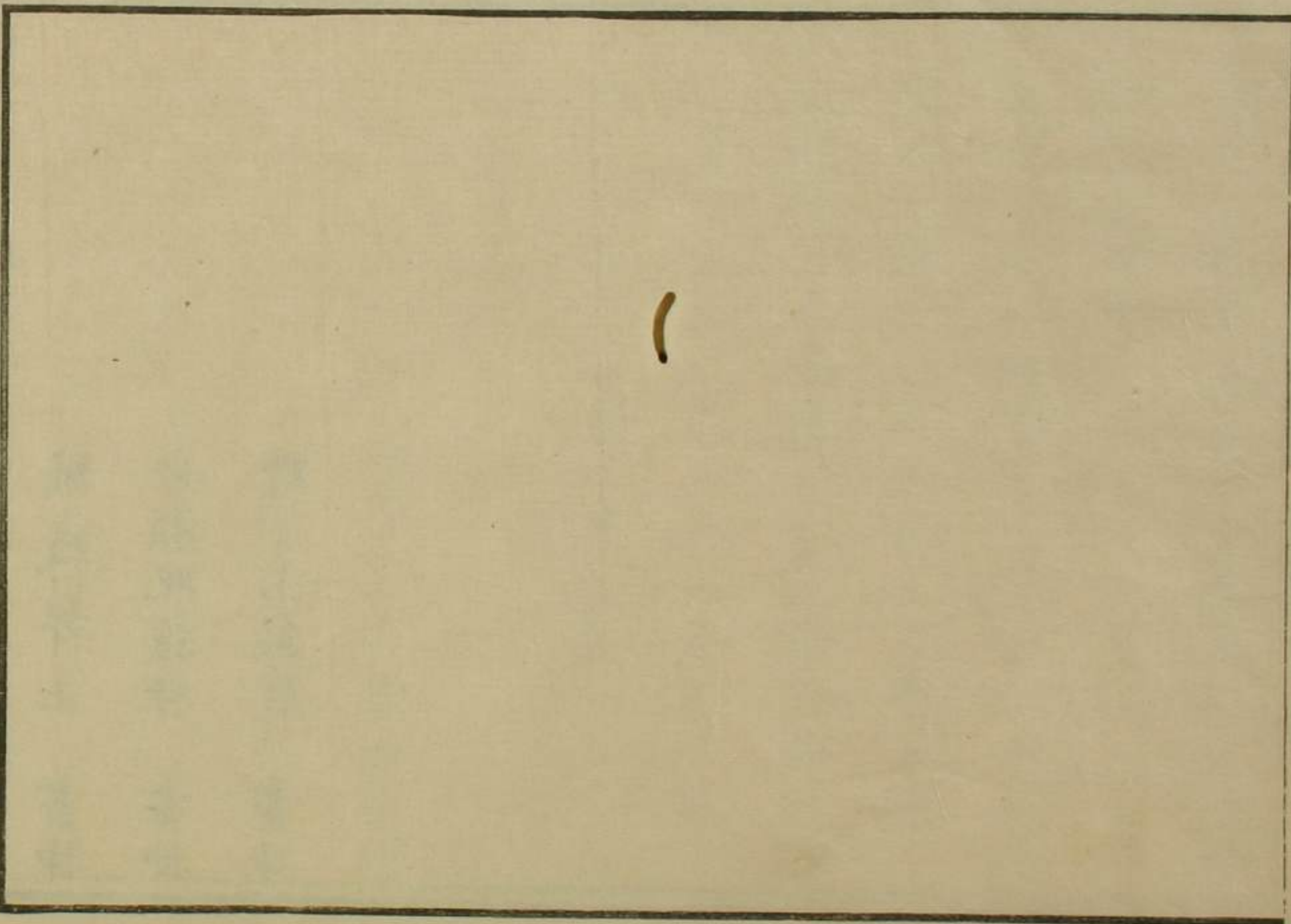
右事件の條約全備の上予自帝國佛蘭
西の國璽を印す

千八百五十九年三月三十日

五レリス殿上よ於テ書す

拿破倫^{ナポレオン} 畫押

帝より アワレセス



箕作阮甫
川本幸民 等謹譯
森山多吉郎等謹校

7
2
1

